

自由報告

「理にかなった感情 (reasonable emotion) とは何か」 ～感情への法の応答～

○山本 聡 (神奈川工科大学 教職教育センター)
渡辺 演久 (神奈川工科大学)

1 はじめに

法の権威性や神聖性は失われ、自律的な「人格」や「理性」という個人に内在化された規律に従い実践されるものとなった。社会的連帯が危機に瀕し、公共性や道徳という「集合感情」が求められる。公平・公正の名のもとに「感情」を排除し、理性の秩序とされてきた法は、いまや主観的な心の問題や感情により積極的に応答すべく傾向が見られる。法の基盤として相応しい「感情」(M・ヌスパウム)とは何かを問う。

2 感情と法

理性の秩序と捉えられてきた「法」は、公平・公正さの名のもとに「感情」を排除して来た。いま、主観的な心の問題や感情に法制度がより積極的に応答しようとする傾向が見られる。M・ヌスパウムは「法」を社会の成員が共有すべく求められる「感情」の表現と捉え、法の基盤として相応しい「感情」とは何かを問う。守るべき共通のルールを破る者に対する怒りは、人と人の正常な関係や規範に関わる重要な感情である。「死刑」はその最も感情的な法的表現だ。人が「基本財」を守ることに敏感なのは、人間の脆弱性が感情を作り出しているからである。

3 法の神聖性・権威性から世俗化・個別化へ

以前より法が細かく規定され厳格化されているのにネット上の誹謗中傷、非礼な対応の償いを過度に要求するクレーマーは増えた。法の抵触が原因というより空間の中での関係性や感情を害する行為を迷惑と捉えたことに起因する。情報ツールを用い生々しいサンクションを与える社会は法の進化か後退か。

カフカは『法 (掟) の前』というエピソードを用いて法の権威性や神聖性を表現した。いっぽう現代では、法は権威をもって科されるものではなく自律的な「人格」や「理性」という個人に内在化された規律に従って実践されるものとなった。(自己決定、自律)

4 理にかなった感情 (reasonable emotion) と過度の感情 (unduly emotional)

裁判員制度施行直前、「闇サイト殺人事件」の法廷では被害女性の幼少期から事件直前までの 16 枚の写真のスライド上映した。検察側は「より綺麗な姿を証拠にしたい」と撮り直す熱の入れようだった

という。2008 年 12 月、米国連邦最高裁: Kelly v California 事件では、陪審裁判において殺害された娘の成育の一端を示す 20 分余りのビデオクリップ (ENYA の BGM 付き) を証拠として認め、「被害者は単なる殺人の証拠ではなく、遺族にとって人として生きてきた証」、「一人の人間としてのかけがえのなさ (uniqueness as an individual human being)」を示す理にかなった感情 (reasonable emotion) の証拠だと判断した。闇サイト事件は、この裁判に影響を受けた。

5. 感情という「集合意識」

デュルケムが法を「集合意識」の「外部的標識 (visible symbol)」と考えていたように、法は「社会的連帯」の結晶化したものであり、成員の同質性を強化する働きを持つ「集合的判断」の結実したものである。法は言語的存在であるが同時に言語を超えた存在でもある。法は言語を越えつつも言語に依存せざるを得ない存在でもある。法の言語定式は氷山の一部であり、海面下に隠れた膨大な基幹部 (実践知の体系) に支えられている。個人主義社会の中で社会的連帯が危機に瀕し、公共性という「集合感情」が求められているのかもしれない。

6. 法と心理の融合の指針

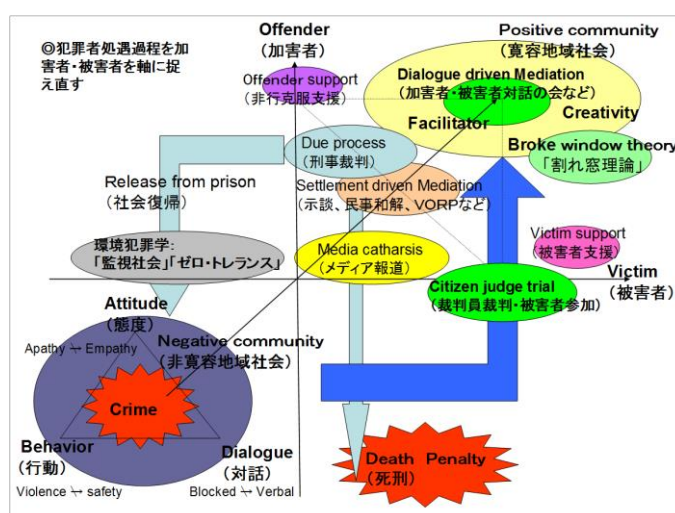


図 1. 刑事司法における被害者・加害者の感情
(第 16 回国際犯罪学会 (ISC 16th World Congress of Criminology) 報告資料 山本聡)

第三象限 (ネガティブな場) で発生した犯罪を切

り取り刑事司法過程にのせ、処罰・矯正の後、社会へ戻ることになる。しかし、地域社会は犯罪発生時と変わらず（むしろネット社会となり、情報に敏感）加害者をモンスターと見做し、排他的になるため矯正教育は生かされないという現実がある。法は公平ではあるが無情でもあり、理性の秩序として捉えられてきた。人間がコントロール出来ない感情は、価値の低いもの、無視すべきものとして法廷から排除されて来た歴史がある。しかし、“Law and Emotion” “Forensic Psychology” といった新分野において感情を排除しても、必ずどこかで湧き上がるものであるとするなら、逆巻く怒りや憎しみのような感情を、少しでもポジティブな感情にできないか。と考え始めてきた。feelingやmoodとは違い、感情は認知的価値を持つ。人間の「脆弱性 (vulnerability)」という概念は、感情の観念と密接に結びついている。感情はこれらの脆弱な部分への反応である。感情とは、私たちが被ってきた損害、被るだろう損害、あるいは幸運にも被らずに済んだ損害を表現する反応である。修復的司法では、「恥 (Shame) と自尊心 (Self-esteem)」という感情が重視される。すなわち「怒り・嫌悪・恐れ・悲しみ・期待・喜び・驚き・信頼という8つの感情を基に対になる感情構成された感情の輪をふみこえたところ、自尊心と恥の組み合わせによる関係修復の秘密がある。

文献：

・M・ヌスバウム著, 河野 哲也（監訳）2010, 『感情と法—現代アメリカ社会の政治的リベラリズム』慶応大学出版会。

・D・T・ジョンソン著 2004, 『アメリカ人の見た日本の検察制度』シュプリンガーフェアラーク東京
・東洋ら（編）2004, 第4章「日本人の道徳意識」pp. 88-108, 『文化心理学-理論と実証-』

刑罰政策における公衆の意識構造

○松原英世（愛媛大学）

松澤伸（早稲田大学）

1 目的

近年、「民意」が刑事立法の根拠とされることが増えてきている。2000 年以降の一連の少年法の改定、2001 年の危険運転致死傷罪の新設とその後の改定、2004 年の刑法における法定刑の引き上げ等に関する改定をその例として指摘することができるだろう。

しかしながら、そこにいう「民意」とは何を指しているのだろうか。あるいは、それをどのようにしてつかまえているのだろうか／つかまえるべきだろうか。本報告では、こうした問いを念頭におきながら、刑罰政策における公衆の意識構造を実証的に考察する。

そこにおける仮説は次のようなものである。「対象となる犯罪についての情報が増えれば／犯罪者との距離が縮まれば、その犯罪・犯罪者に対して用いたいとする刑罰量は減少する」。

2 方法

上の仮説を検証するために、3 種類の調査を行った。1 つ目の調査（第 1 次調査）では、犯罪者や刑罰というキーワードを含む簡単な質問を行った。2 つ目の調査（第 2 次調査）では、模擬的に作成した具体的な犯罪事件についての事例を読んでもらい、その被告人に望ましいと思う量刑を尋ねた。以上 2 つの調査はインターネット上で行った。3 つ目の調査（第 3 次調査（フォーカス・グループ調査））では、グループで模擬裁判（扱う事例は第 2 次調査のそれと同じ）の映像を見てもらい、その後、その事件や科されうる刑罰について議論してもらったうえで（その際には刑罰についての正確な情報を与えた）、その被告人に望ましいと思う量刑を尋ねた。なお、第 3 次調査では、異なる 3 時点（事例を読んだ後、模擬裁判を見た後、議論をした後）で量刑を尋ねた。

調査協力者は、日本能率協会総合研究所のパートナー会社に登録している調査専用モニターから、次のような形式でランダムに抽出した。第 1 次調査と第 2 次調査では、全国の 20～69 歳の男女各 1500 人（内訳は 20 代、30 代、40 代、50 代、60 代から男女それぞれ 300 人）の計 3000 人。第 3 次調査では、東京近郊在住の 20～69 歳の男女各 6 人（計 12 人）のグループを事例の数に合わせて 4 つ。なお、その際には、各グループにおいて構成員の厳罰化を支持する傾向が第 1 次調査の回答の程度と同じになるようにした。

調査実施期間は、第 1 次調査と第 2 次調査が 2017 年 10 月 2 日から 2017 年 10 月 5 日まで、第 3 次調査が 2018 年 3 月 3 日、7 日、8 日、9 日である。

3 結果

調査の結果は以下のとおりである。

・ 第 1 次調査

① 犯罪者は長期間刑務所に入れておくべきだという意見に賛成ですか。

賛成 75.5%

② 暴力犯罪は今よりもずっと重く処罰されるべきだという意見に賛成ですか。

賛成 87.2%

③ 刑罰一般についてお尋ねします。日本で科されている刑罰はちょうどよいでしょうか、重すぎるでしょうか、あるいは、軽すぎるでしょうか。

軽すぎる 76.4%

・ 第 2 次調査

其々の事例について実刑を選択した者の割合

横領 58.1%

強姦 76.3%

覚醒剤使用 53.8%

強盗 87.2%

第一次調査の①で「賛成」と回答した者のうち実刑を選択したなかった者の割合

横領 39.2%

強姦 22.2%

覚醒剤使用 36.8%

強盗 12.0%

・ 第 3 次調査

其々の事例について実刑を選択した者の割合

	事例後		模擬裁判後		議論後
横領	40.0%	>	30.0%	>	10.0%
強姦	83.3%	>	75.0%	>	58.3%
覚醒剤使用	90.9%	>	45.5%	<	63.6%
強盗	75.0%	>	66.7%	>	41.7%

4 考察

われわれの仮説は検証されたのだろうか。われわれの調査は、第 1 次調査、第 2 次調査、第 3 次調査と進むにしたがって、さらには、第 3 次調査におい

ては、質問を繰り返す度毎に、回答者が有する犯罪や犯罪者についての情報が増えるように、また、犯罪者との距離が縮まるように設計されている。したがって、最も分かりやすい例が第3次調査の結果であるが、先の結果から、われわれの仮説は検証されたといえるだろう。

第1次調査の結果からは、公衆は「厳罰化を望んでいる」、「現行の刑罰は軽すぎると感じている」との結論を引き出すこともできるだろう。実際、こうした結論は、世論調査の結果としても、しばしば語られるものである。しかしながらこれについては、新聞やテレビでよく使われる短絡的な質問票から人々の意識を抽出する世論調査においては、刑事法に対する本当の「意見」を知ることはできない (Roberts et al. 2003)、との指摘がある。また、どのような制度があるか、どのような処遇等が行われるか、出所者の再犯率を過大評価しているかなど、ベースとなる矯正・保護等の知識の程度により刑事政策に対する人々の意見は変化する (Roberts 2005)、ともいわれる。すなわち、異なる測り方をすれば、異なる「民意」が見えてくるのである。刑事立法に際して、どちらの「民意」を参照すべきかについては、あえて述べるまでもないだろう。

では、なぜ「対象となる犯罪についての情報が増えれば、また、犯罪者との距離が縮まれば、その犯罪・犯罪者に対して用いたいとする刑罰量は減少する」のだろうか。北米や日本において一般人を対象になされた調査において、功利主義的理由と応報的理由のいずれもが懲罰意識を規定していること、概して、前者よりも後者の方が比較的大きな影響を及ぼす（応報的動機においては道徳的義憤の介在が鍵となっている）ことが示されている（唐沢 2013）。しかしながら、フォーカス・グループ調査における調査協力者たちの議論を観察した印象からは、彼／彼女らの関心は道具的考慮（いかにすれば再犯を防げるか／被告人の更生を図れるか）にあったこと、すなわち、議論を通じてその重心が道徳的考慮から道具的考慮へと移動したように思われた。われわれは、このことが先の問いに答える鍵となるのではないかと考えている。

他方で、そのことは何を意味するのだろうか。国民の意識が道具的考慮に移行してきているということは、刑罰を犯罪防止・抑止の手段として用いたい＝犯罪予防目的のもとに刑罰を科する＝特別予防の追求、ということと必ずしも同義ではないだろう。フォーカス・グループ調査では、調査協力者は、刑罰の機能について、刑罰の効果という観点よりも、刑罰を科することによるデメリットについて議論することが多かった。つまり、刑罰を用いる時には慎重でなければならないこと、刑罰の犯罪予防効果はほ

とんど実証されていないことが、調査協力者の間では共有されていた。そうであれば、刑罰の道具的考慮への移行ということがここで意味しているのは、刑罰による予防ということだけではないだろう。そこではむしろ、被告人に対して、刑罰という方法でメッセージを伝達することに重点が置かれているように思われた。刑罰を科することにより、真剣に反省してもらいたい、というメッセージの伝達が、調査対象者の意識の中で、重要な位置を占めていたということである。つまり、「国民がどのように刑罰を使いたいのか」という本研究の課題設定・視角から分析を加えれば、それは、「国民は、刑罰を犯罪者に対するコミュニケーションの手段として使いたい」という解答が引き出せるように思われるのである。これは、いわゆる刑罰におけるコミュニケーション理論と一致するものである。

われわれは、この調査から様々に解釈されるこうした諸理論の妥当性を実証的に明らかにすべく、さらなる研究を進めていきたいと考えている。

文献

- Balvig, Flemming, Helgi Gunnlaugsson, Kristina Jerre & Arne Kinnunen (2015) "The Public Sense of Justice in Scandinavia: A Study of Attitudes towards Punishments," 12 *European Journal of Criminology* 342-361.
- Fishkin, James S. (2011) 『人々の声が響き合うとき：熟議空間と民主主義』（曾根泰教監修・岩木貴子訳）早川書房.
- 唐沢穰 (2013) 「社会心理学における道徳判断研究の現状」社会と倫理 28 号 85-99 頁.
- 松澤伸・松原英世 (2015) 「刑罰政策に関する国民の法意識について：「法意識」と「法理性」に関するフレミング・バルヴィの研究」刑事法ジャーナル 46 号 85-96 頁.
- Roberts, Julian V. et al. (2003) *Penal Populism and Public Opinion : Lessons from Five Countries*, Oxford University Press.
- Roberts, Julian V. (2005) *Public Opinion and Corrections : Recent Findings in Canada*, Report for the Correctional Service of Canada.
- 田中愛治編 (2018) 『熟議の効用、熟慮の効果：政治哲学を実証する』勁草書房.

1 本報告の目的と背景

本報告の目的は、1990年代以降の日本において厳罰化立法がどのようになされてきたのかを、立法過程の量的分析に基づいて明らかにすることである。

近年の刑事政策の厳罰化の傾向については、「ポピュリズム厳罰化 (penal populism)」の枠組みで理解する見方が有力である。「ポピュリズム厳罰化」とは、以下のような現象である（浜井 2009）。すなわち、「法と秩序」の強化を求める市民グループ、犯罪被害者の権利を主張する活動家やメディアが一般市民の代弁者となり、政府の刑事政策に強い影響力をもつようになる一方で、司法官僚や刑事司法研究者の意見が尊重されなくなる。犯罪や刑罰の議論において社会科学における研究成果よりも個人的な体験、常識や逸話が重視されるようになり、複雑な問題に対して、分かりやすく常識的な言葉で解決策を語る者に対する信頼感が高まる現象が起こる。厳罰化の傾向は、英米圏を中心とする欧米先進国に共通した現象であるが（Garland 2001 など）、日本でも厳罰化の傾向がみられ、それが「ポピュリズム厳罰化」の枠組みで理解できるかが議論されてきた（日本犯罪学会編 2009 など）。

厳罰化には3つの側面があると考えられる。第1に、司法の厳罰化である。これは刑事事件の判決における量刑相場の上昇という形で現れるものであり、拘禁率等のデータから、日本においても厳罰化が進行しているといえる（ジョンソン 2009；浜井・エリス 2009）。第2に、世論の厳罰化である。これは犯罪や犯罪者に対する人々の認識が非寛容的になることを意味し、市民の意識調査データを用いて明らかにされている（浜井 2011；松原 2014）。第3に、立法の厳罰化である。これは、法改正によって法定刑を重くしたり、新たな犯罪行為を定義したりすることを意味する。日本でも立法の厳罰化が進んでいるという指摘はしばしばなされるが、それはいくつかの目立つ事例の指摘や（浜井・エリス 2009；浜井 2011）、立法事例の列举にとどまっており（浅田 2008）、体系的な証拠はまだ提示されていない。列举された事例の中には「ポピュリズム厳罰化」論で捉えられないものも含まれている（京 2016）

そこで、本報告は、日本における立法の厳罰化がそもそも生じているのか、また、仮に生じているとして、どのように、なぜ生じているのかを明らかにすることを試みる。

2 立法の厳罰化を捉えるデータ

以下では立法の厳罰化の操作定義を明らかにしておく。立法の厳罰化には、既に存在する刑罰規定の刑を加重する狭義の厳罰化と、それまで不処罰であった行為を処罰する広義の厳罰化がある（浅田 2008）。本研究では、各立法について、それが狭義または広義の厳罰化の内容を含むか否かを確認した。対象とする罰則は、刑法9条に定められている懲役、罰金など7種類の刑罰である。新規立法については、罰則規定を含んでいれば厳罰化立法に分類した。改正法については、それが刑を加重または処罰対象の行為を拡大していれば、厳罰化立法に分類した。

分析対象は、1990～2016年に制定された全法律（N=3427）である。先行研究では概ね1990年代後半から立法の厳罰化が進行していると指摘されているため（浅田 2008；亀井 2010；浜井 2011）、1990年まで遡って傾向を確認することとした。

厳罰化立法の判別方法は以下の通りである。まず、衆議院ウェブサイト掲載の制定法律の全文について、7種類の刑罰をキーワードとして検索をかけてヒット部分を確認し、それが厳罰化の操作定義に当てはまるかを判断した。それだけでは判別困難な場合は、新旧対照表や改正当時の六法で条文を確認した。

3 立法の厳罰化の量的分析

以上の方法で収集したデータの傾向を確認し、部分的にはあるが量的分析を行う。下表は全立法と厳罰化立法の数を集計したものである。議員立法による厳罰化の例は少ないため、以下では閣法による厳罰化のみに焦点を当てる。

表 全立法と厳罰化立法の数

	全立法		厳罰化立法		厳罰化立法の割合
	期間合計	年平均	期間合計	年平均	
全体	3427	126.9	920	34.1	26.8%
閣法	2810	104.1	832	30.8	29.6%
衆法・参法	617	22.9	88	3.3	14.3%

閣法に注目した場合に考慮しなければならないのは、組織の設置に関する新規立法が一時期に集中していることである（1999年の中央省庁再編、独立行政法人等の設置、2002年の特殊法人改革）。組織の設置法には守秘義務違反の罰則規定があることが多いが、これは従来議論されてきた「厳罰化」とは明らかに異なると考えられるので、新規立法かつ特定

組織の設置法は厳罰化立法とはみなさないこととする。下図は年度ごとの全立法に占める厳罰化立法の割合を、全体・閣法・議員立法別にみたグラフである。ここから、立法による厳罰化は特に 2000 年代半ばに生じた現象であるといえる。

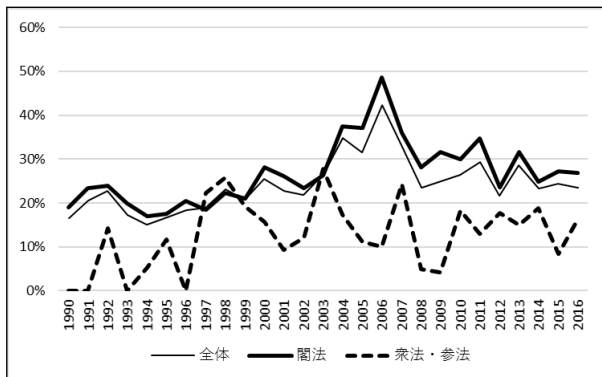


図 厳罰化立法の動向

では、どの省庁が厳罰化法案を作成・提出しているのだろうか。主要な先行研究では、法曹資格をもつ法務省官僚・検察官が立法の厳罰化を主導していると主張されている（浜井 2011；宮澤 2017）。そこで、分析対象の全立法について所管省庁を特定し、以下の 2 点を確認した。すなわち、第 1 に、各省の所管立法のうち厳罰化立法の割合は時期によって変化するか。第 2 に、閣法の厳罰化立法の所管省庁に偏りがあるか。その結果、2000 年代前半からの厳罰化立法の増加は、特定の省によるものではなく、多くの省が提出法案に占める厳罰化法案の割合を増加させた結果であることが明らかになった。

「ポピュリズム厳罰化」論によれば、厳罰化は市民感情によって引き起こされている。それゆえ、党派性に関係なく、再選を目指す政治家は厳罰化法案に反対しにくいだろう。そこで、以下の 2 つの基準で、厳罰化立法が党派対立を回避しているか否かを検証する。第 1 に、衆参両院での法案の採決状況である。採決の結果により「全会一致」から「激しい党派対立」まで 4 段階に分類した。第 2 に、政党間対立における「非重要」法案か否かである。野党は重要法案については本会議での趣旨説明を求める。それが実現していない場合を「非重要」とし、その条件に加えて衆参両院での委員会での審議回数がそれぞれ 3 回以下のものを「特に非重要」と分類した。

この分類に基づいて時系列的な変化を確認したところ、厳罰化立法の増加に伴う変化はみられなかった。しかし、浅田（2008）があげた厳罰化事例の多くは「全会一致」であり、半数が「特に非重要」であった。全立法の傾向と照らし合わせる必要はあるが、先行研究で厳罰化立法としてあげられている事例は、この点においてバイアスをもつ可能性がある。

4 まとめと今後の課題

本報告は、厳罰化立法の量的な把握を通じて、以下の 3 点を明らかにした。第 1 に、日本における立法の厳罰化は、先行研究の指摘よりも遅い 2000 年代半ばに進行した現象である。第 2 に、それは特定の省庁によるものではなく、多くの省庁で厳罰化法案が作成された結果である。第 3 に、先行研究が注目している立法の事例は、厳罰化立法全体からみれば党派対立の面でバイアスをもつ可能性がある。

今後の課題は主に以下の 3 点である。第 1 に、データセットを充実させ、多角的な分析を行う。第 2 に、量的分析の結果に基づきながら、政策形成過程の質的な分析を行う。第 3 に、特に問題にすべき「(立法の) 厳罰化」とは何かを再検討し、その全体像を明らかにする研究方法を考えることである。

※本研究は JSPS 科研費 15H03300 の助成を受けたものです。

文献

- Garland, David, 2001, *The Culture of Control: Crime and Social Order in Contemporary Society*, Oxford: Oxford University Press.
- 浅田和茂, 2008, 「刑事立法の重罰化」前野育三先生古稀祝賀論文集刊行委員会編『刑事政策学の体系』法律文化社。
- 亀井源太郎, 2010, 『刑事立法と刑事法学』弘文堂。
- 京俊介, 2016, 「イシュー・セイリアンスと刑事政策：『ポピュリズム厳罰化』と『民意なき厳罰化』の政治過程」『公共政策研究』16: 19-32。
- ジョンソン, デイビッド T. (桑山亜也訳), 2009, 「国際比較から見た日本の刑罰」日本犯罪社会学会編『グローバル化する厳罰化とポピュリズム』現代人文社。
- 日本犯罪社会学会編, 2009, 『グローバル化する厳罰化とポピュリズム』現代人文社。
- 浜井浩一, 2009, 「グローバル化する厳罰化とポピュリズム」日本犯罪社会学会編『グローバル化する厳罰化とポピュリズム』現代人文社。
- , 2011, 『実証的刑事政策論：真に有効な犯罪対策へ』岩波書店。
- 浜井浩一・トム・エリス (浜井浩一訳), 2009, 「日本における厳罰化とポピュリズム：マスコミと法務・検察の役割, 被害者支援運動」日本犯罪社会学会編『グローバル化する厳罰化とポピュリズム』現代人文社。
- 松原英世, 2014, 『刑事制度の周縁：刑事制度のあり方を探る』成文堂。
- 宮澤節生, 2017, 「日本のポピュリズム刑事政策：その特色・現状・展望」浜井浩一編『犯罪をどう防ぐか』岩波書店。

裁判員裁判における殺人罪の量刑基準 ——有期懲役に関する判断の量刑予測モデル——

柴田 守（長崎総合科学大学）

■ 1 はじめに ■

裁判員裁判における量刑判断は、「行為責任の原則から、まず犯情（犯罪事実それ自体に関する事実）の評価を基に、当該犯罪行為にふさわしい刑の大枠を設定し、更にその枠内で、被告人に固有の事情等の一般情状に関する事情を考慮して調整した上、最終的な刑を決定するという手法」が採られている（大阪高判平成25年2月26日判タ1390号375頁、東京高判平成28年6月30日判時2345号113頁、判タ1438号124頁、高刑集（平28）号106頁）。これを単純な数学モデルに置き換えると、量刑をFとした場合、これは、犯情による数量（得点）Faと、一般情状による数量（得点）Fbの和によって構成されるので、

$$F = Fa + Fb$$

となる。犯情による数量（得点）Faも、一般情状による数量（得点）Fbも、各因子 x or y と、その重み w の総和であるから、よって、量刑 F は、

$$F = \sum_{i=1}^n x_i w_i + \sum_{i=1}^n y_i w_i$$

となる。

しかし、このモデルでは、対象となる事件が属する社会的類型（刑事学的類型）を、過去の宣告刑の分布をもとに量刑傾向の大枠において、「軽微」、「中程度」、「重大」などに分類することになるので、枠が狭まり、量刑傾向の大枠から軽い方向で踏み出す場合には、そのしきい値（ θ ）がリジットに反応し、一般情状（Fb）に関する量刑因子の重みがあまり影響しないのではないかという疑念が生ずる（柴田守，2018，「路上での連続強盗致傷等事件の被告人を執行猶予とした原判決につき、行為責任の原則に基づく量刑判断の在り方に反して、これまでの量刑傾向の大枠から外れた量刑判断を行ったものであるとして、これを破棄し実刑に処した事例」『判例時報』2371（『判例評論』714），pp. 171-177（pp. 25-31））。そこで、一般情状を適切な形で評価するために、単に宣告刑の分布から量刑傾向の大枠を決めるのではなく、宣告刑から計算した重みのレンジを分析して、それを設定しておく必要があると思われるのである。

そこで、本報告では、このような分析・検討に必要とされる、「基点」となる数量的重み（得点）を分析することを主眼とする。なお、報告時間の関係上、報告者が現在取り組んでいる LEX/DB インターネット〔TKC 提供〕に掲載された裁判員裁判における殺人罪（未遂罪等を含む。）約 600 件を対象とした統計的手法を用いた量刑基準（死刑・無期懲役判断、無期懲役・有期懲役判断、刑期判断、実刑・執行猶

予判断など）に関する調査のうち、刑期判断に限定して報告を行う。

■ 2 手続 ■

（1）対象

本報告では、全国の地方裁判所〔裁判員裁判〕の殺人被告事件 120 件を対象にした。なお、刑期判断の分析をするため、対象を以下のように限定した。

〔罪名〕認定罪名の最も重いものが「殺人」である事件を対象とした（「強盗殺人」や「殺人未遂」であるものは除いた）。

〔量刑〕実刑を宣告された事件のみを対象とした（付執行猶予を除いた）。また、有期懲役刑を宣告された事件のみを対象とした（死刑や無期懲役は除いた）。

（2）調査票について

調査票は、裁判所の「量刑検索システム」が設定しているアイテム（量刑因子）とカテゴリーにできる限り近づけるために、まずは、TKC と現代人文社が共同制作した「刑事事件量刑データベース」を参考にして「たたき台」となるものを作成した。それを踏まえて、本調査が対象としている判例を一度すべて目を通した上で、犯情と一般情状に関するアイテム（量刑因子）とカテゴリーを調整して作成した。

本分析で用いたアイテム（量刑因子）は、（1）犯情では、（1-①）共犯関係、（1-②）動機、（1-③）被害結果、（1-④）凶器等、（1-⑤）被害者との関係、（1-⑥）犯罪後の行動（自首）、（1-⑦）犯罪後の行動（罪証隠滅行為）、（1-⑧）犯罪後の行動（死体損壊・死体遺棄）、犯罪後の行動（放火）、（1-⑨）犯罪後の行動（窃盗・詐欺）、（1-⑩）被害者の落ち度、（1-⑪）薬物、（1-⑫）社会的影響、（1-⑬）計画性である。（2）一般情状は、（2-①）前科・前歴（少年院歴）、（2-②）累犯前科、（2-③）服役歴、（2-④）精神症状、（2-⑤）反省、（2-⑥）謝罪、（2-⑦）示談、（2-⑧）損害賠償、（2-⑨）被害者感情、（2-⑩）再犯可能性、（2-⑪）若年、（2-⑫）高齢、（2-⑬）真相解明の協力、（2-⑭）真相解明の協力、（2-⑮）同情の余地、（2-⑯）不遇、（2-⑰）暴力団関係、（2-⑱）情状証人である。

（3）方法

分析は、数量化理論第 I 類で行った。分析には、エスミ社の『数量化理論 Ver. 4. 0』を用いた。

■ 3 結果と分析 ■

分析精度は、決定係数 0.843、重相関係数 0.918、

赤池の情報量規準 1314.317 であった。かなりの高い精度であった。

レンジ・目的変数とアイテムの相関係数 [表 1]、本分析のモデル式[表 2]に示されているように、「動機」、「被害結果」、「被害者との関係」、「凶器等」などの犯情を中心に刑期が決定する傾向が見て取れる（なお、p 値の判定では、「被害結果」のみ信頼性があるということになる）。一般情状については、「再犯可能性」が主に影響力があるということになるが、何をもって再犯可能性があると評価されるのかは本分析からは明らかではない。

■ 4 まとめと今後の課題 ■

分析結果を見る限り、精度はかなり高いが、各アイテムの識別力の精度は信頼性が高くなかった。おそらく、アイテム間の複雑な構成があるのだと推察される。本報告では、当初、この結果を踏まえて、統計的機械学習を用いた量刑予測モデルの試論を報告する予定であったが、アイテム（量刑因子）の最適化方法に若干つまづいていることなどを理由に試論を控えた。これについては、また別の機会に報告する所存である。

□ 表 1 □

レンジ・目的変数とアイテムの相関係数									
アイテム名	レンジ	単相関係数	偏相関係数	p値	判定				
共犯関係	177.007	4位	0.053	20位	0.579	4位	0.0786656	[]	
動機	157.901	5位	0.441	1位	0.685	2位	0.1852648	[]	
被害結果	195.475	2位	0.334	2位	0.695	1位	0.0010901	[**]	
凶器等	125.200	8位	0.261	5位	0.488	5位	0.4793012	[]	
犯行後の行動 (自首)	2.109	31位	0.060	19位	0.022	30位	0.9217849	[]	
犯行後の行動 (罪証隠滅行為)	2.897	30位	-0.189	31位	0.024	29位	0.9133901	[]	
犯行後の行動 (死体損壊・死体遺棄)	26.870	18位	0.106	14位	0.246	15位	0.2485831	[]	
犯行後の行動 (放火)	77.570	11位	0.194	9位	0.364	10位	0.0998243	[]	
犯行後の行動 (窃盗・詐欺)	38.185	16位	0.105	15位	0.180	18位	0.3828306	[]	
被害者との関係	125.044	9位	0.277	4位	0.617	3位	0.4009537	[]	
被害者の落ち度	12.089	26位	0.140	11位	0.140	21位	0.5715728	[]	
薬物	18.244	21位	0.246	6位	0.082	25位	0.6981934	[]	
社会的影響	12.809	24位	0.117	13位	0.036	28位	0.9040126	[]	
計画性	7.880	28位	0.184	10位	0.086	24位	0.7536471	[]	
前科・前歴(少年院歴)	115.622	10位	-0.147	29位	0.362	11位	0.3557588	[]	
累犯前科	145.249	6位	0.045	22位	0.458	8位	0.1805795	[]	
服役歴	141.409	7位	0.038	24位	0.444	9位	0.3731244	[]	
精神症状	192.066	3位	0.104	16位	0.478	6位	0.1932929	[]	
反省	12.588	25位	0.044	23位	0.146	19位	0.7696154	[]	
謝罪	51.147	14位	0.051	21位	0.239	16位	0.7386864	[]	
示談	66.310	13位	-0.150	30位	0.140	20位	0.8010246	[]	
損害賠償	26.278	19位	0.075	18位	0.115	22位	0.989605	[]	
被害者感情	29.538	17位	0.311	3位	0.316	12位	0.5679507	[]	
再犯可能性	228.580	1位	0.236	7位	0.473	7位	0.0357239	[*]	
高齢	21.211	20位	0.100	17位	0.109	23位	0.6056569	[]	
若年	3.048	29位	0.026	25位	0.021	31位	0.9352179	[]	
真相解明の協力	44.795	15位	-0.031	27位	0.259	14位	0.2151424	[]	
同情的余地	10.999	27位	0.122	12位	0.060	27位	0.7750755	[]	
不満	71.416	12位	-0.056	28位	0.305	13位	0.1206751	[]	
暴力団関係	13.423	23位	0.004	26位	0.074	26位	0.7142855	[]	
情状証人	15.190	22位	0.214	8位	0.181	17位	0.3919442	[]	

■ 謝辞 ■

本報告は、日本学術振興会科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金) 若手 B「裁判員裁判における殺人罪の量刑判断に関する研究」(課題番号一六 K 一七〇一四) による研究成果の一部である。

□ 表 2 □

モデル式	アイテム名	カテゴリ名	n	偏回帰係数	カテゴリスコア	平均値	VIF
共犯関係	単独犯		96	177.007	15.012	166.60	73.907
	共犯:主導的立場		10	122.009	-39.986	163.20	31.618
	共犯:従属的立場		13	94.358	-67.637	169.85	40.566
	共犯:幫助犯		1	0.000	-161.995	60.00	
動機	怨恨		11	63.495	56.745	197.45	4.841
	嬰兒殺		6	-37.863	-44.613	62.00	4.698
	介護疲れ		5	-81.392	-68.142	54.00	3.334
	無理心中		9	-35.175	-41.926	118.67	6.425
	家族関係(その他)		22	10.224	3.474	146.73	6.407
	けんか		4	-66.004	-72.754	147.00	2.440
	金銭トラブル		3	76.509	69.759	220.00	4.085
	男女関係		20	33.589	26.838	187.80	8.395
	保険金		5	29.413	22.663	249.60	4.085
	憤怒		14	3.775	-2.975	172.57	4.048
	自己保身・発覚のおそれ		3	0.059	-6.692	136.00	7.902
	その他		18	0.000	-6.750	206.00	
被害結果	死亡(1名)		109	-195.475	-10.783	158.07	16.371
	死亡(2名)		9	-95.139	89.553	229.33	13.712
	死亡(3名以上)		2	0.000	184.692	300.00	
凶器等	自動車		1	-43.513	-63.262	204.00	3.649
	薬物・毒物		1	-10.092	-29.841	108.00	2.579
	刃物類		43	30.605	10.856	178.19	8.908
	ひも・ロープ類		19	11.024	-8.725	162.21	4.198
	棒状の凶器		6	-5.656	-25.405	182.00	2.978
	銃		7	81.888	61.938	240.00	5.167
	なし		20	18.008	-1.741	147.00	5.406
	その他		23	0.000	-19.749	135.91	
犯行後の行動 (自首)	あり		20	-2.109	-1.758	155.40	3.009
	言及なし		100	0.000	0.352	167.86	
犯行後の行動 (罪証隠滅行為)	あり		16	-2.897	-2.510	202.75	3.848
	言及なし		104	0.000	0.386	160.10	
犯行後の行動 (死体損壊・死体遺棄)	あり		21	26.870	22.168	183.43	3.621
	言及なし		99	0.000	-4.702	162.04	
犯行後の行動 (放火)	あり		4	77.570	74.984	246.00	3.258
	言及なし		116	0.000	-2.586	163.02	
犯行後の行動 (窃盗・詐欺)	あり		3	38.185	37.231	216.00	2.172
	言及なし		117	0.000	-0.955	164.50	
被害者との関係	親		14	-35.650	6.737	159.86	4.995
	子		16	-71.233	-28.847	88.13	8.957
	配偶者(内縁を含む)		12	-45.077	-2.690	154.50	4.609
	その他の親族		15	-94.511	-42.124	148.40	5.796
	交際相手		14	-65.618	-23.231	182.57	6.753
	元配偶者・元交際相手		2	-57.102	-14.715	240.00	4.421
	友人・知人		19	-39.910	2.477	191.37	5.102
	勤務先関係		3	40.533	82.920	180.00	2.692
	関係なし		5	6.112	48.499	220.80	5.064
	その他・不明		20	0.000	42.387	192.50	
被害者の落ち度	あり		32	-12.089	-8.866	147.94	4.178
	言及なし		88	0.000	3.224	172.27	
家物	あり		3	18.244	17.788	284.00	2.529
	言及なし		117	0.000	-0.466	162.75	
社会的影響	あり		1	12.809	12.703	264.00	4.377
	言及なし		119	0.000	-0.107	164.96	
計画性	あり		43	7.880	5.066	184.74	6.798
	言及なし		77	0.000	-2.824	155.19	
前科・前歴(少年院歴)	あり(同種事案含む)		10	-48.037	-35.406	212.40	6.122
	あり(同種事案含む)		3	-115.622	-102.991	198.00	4.729
	なし		53	-12.989	-0.359	158.45	14.807
	言及なし		54	0.000	12.631	162.56	
累犯前科	あり		6	11.598	71.161	238.00	10.862
	なし		54	-133.651	-74.088	162.63	133.728
	言及なし		60	0.000	59.563	161.40	
服役歴	あり		5	91.570	24.121	208.80	15.006
	なし		54	141.409	73.959	166.41	117.512
	言及なし		61	0.000	-67.449	161.70	
精神症状	うつ病		3	-59.587	-59.602	160.00	2.858
	人格障害		5	22.712	22.697	187.20	2.545
	統合失調症		5	-48.326	-48.341	132.00	1.868
	発達障害		2	132.479	132.464	210.00	3.398
	その他の精神症状		10	4.367	4.352	121.80	2.998
	言及なし		95	0.000	-0.015	170.32	
反省	あり		53	9.480	2.965	157.43	2.785
	なし		22	12.588	6.093	188.45	3.751
	言及なし		45	0.000	-6.495	164.53	
謝罪	あり		10	-3.646	-2.064	204.40	3.367
	なし		3	-51.147	-49.564	132.00	5.037
	言及なし		107	0.000	1.583	163.12	
示談	成立		1	-66.310	-65.717	300.00	3.910
	未成立		1	-4.747	-4.155	48.00	3.764
	言及なし		118	0.000	0.592	165.64	
損害賠償	意思あり		4	15.707	14.587	141.00	2.019
	一部済み		5	1.120	0.001	148.80	3.042
	全部済み		2	26.278	25.158	234.00	4.245
	なし		3	4.467	3.347	248.00	4.011
	言及なし		106	0.000	-1.120	163.91	
被害者感情	有怒		11	-0.617	-7.957	113.45	3.174
	一部有怒		3	16.287	8.947	156.00	1.945
	処罰		29	28.922	21.582	208.55	3.724
	言及なし		77	0.000	-7.340	157.53	
			1	227.130	225.358	360.00	2.815
再犯可能性	低い		10	-1.450	-3.222	112.80	2.279
	言及なし		109	0.000	-1.772	168.86	
高齢	あり		4	-21.211	-20.504	124.50	2.546
	言及なし		116	0.000	0.707	167.21	
			7	-3.048	-2.870	157.71	3.626
若年	あり		113	0.000	0.178	166.28	
	言及なし						
真相解明の協力	あり		6	-44.795	-42.555	176.00	2.862
	言及なし		114	0.000	2.240	165.25	
同情的余地	あり		4	-10.999	-10.632	115.50	2.240
	言及なし		116	0.000	0.367	167.52	
不満	あり		4	-71.416	-69.035	189.00	3.116
	言及なし		116	0.000	2.381	164.98	
暴力団関係	暴力団関係		7	13.423	12.640	167.14	3.462
	言及なし		113	0.000	-0.783	165.70	
情状証人	言及あり		26	-15.190	-11.899	134.46	2.488
	言及なし		94	0.000	3.291	174.45	

刑事弁護の「高度化」の可能性を求めて —統計分析と面接調査による予備的検討—

○宮澤節生（龍谷大学・神戸大学）
武士俣敦（福岡大学）

1 本報告の背景と目的

日本の刑事弁護に関する従来の国際的評価はきわめて低いものであった。たとえばジョンソン（2004：90-110）は、1990年代の神戸における検察官観察調査の過程で観察した刑事弁護の実態とその背景要因の分析を行って、その特徴を「検察官と協調的な弁護」と位置づけ、「雄牛の乳首」のような存在と評した。その背景には、①検察官に有利な法制度、②経済的インセンティブの乏しさ、③組織性の欠如といった問題があると指摘し、その結果、刑事弁護の担い手は、（ごく少数の達人を除いて）二極化しており、①経験の乏しい若手と、②他に取り柄がない辞め検が多数を占めると述べた。

2009年の裁判員裁判導入は、一部の実務家と研究者によって、刑事裁判を活性化し、刑事弁護を向上させると期待された。しかし、最初の2件の裁判員裁判を分析したJohnson（2009）は、①弁護士は連続開廷可能なように実務を変えられるか、②弁護士会は組織的取り組みができるか、③裁判員裁判の国選弁護報酬は十分かなどと問うて、楽観できないと指摘した。

それに対して、日本の研究者・実務家の中からは、刑事分野における弁護士活動の改善・強化に関する期待が高まっている。以下、協議の刑事弁護の改善を「高度化」と呼び、少年事件、犯罪被害者支援、修復的司法、司法ソーシャルワークなど、刑事分野ではあるが協議の刑事弁護とは呼べない分野への進出を「多様化」と呼ぶ。たとえば後藤（2014）は、①「高度化」について、法テラス・都市型公設を中心とする専門性強化の可能性を指摘し、②「多様化」について、福祉的・医療的取り組みの拡大傾向を指摘する。

それでは、日本の刑事弁護の「高度化」と刑事分野弁護士活動の「多様化」は、どの程度に、またどのように進行しているのだろうか。それを推進する要因としては何があり、阻害する要因としては何があるのだろうか。我々は、それらの問題を解明するために、「刑事分野弁護士活動研究会」を組織し、2018年度から2020年度までの科学研究費補助金を獲得して、実証研究を行うことにした。研究会メンバーは下記のとおりである。（研究代表）宮澤節生；（研究分担者）武士俣敦・上石圭一・武蔵勝宏・大塚浩・平山真理・菅野昌史；（研究協力者）秋田真志・

西村健・柁嶋裕之・後藤昭・原島有史・河津博史・高平奇恵・小澤昌之・橋場典子。

研究の進行予定は、下記のとおりである。

＜2018年度＞「高度化」と「多様化」の実例として評価されている弁護士・事務所の面接調査により、全国サンプル調査で「問うべき問」を発見する。

＜2019年度＞弁護士の全国サンプルの郵送調査によって「高度化」と「多様化」の広がり、その態様、関連する要因などを把握する。それによって、さらに面接調査すべき対象を発見する。

＜2020年度＞郵送データと面接データの総合的分析を行う。

現時点は、「問うべき問」を発見するための予備的・探索的面接調査のうち、「高度化」の観点から選択した弁護士・事務所の面接調査を開始したばかりの最初期段階である。本報告の目的は、「高度化」と「多様化」を緻密に測定する郵送調査はいかにして可能かを検討するための示唆を参加者から得ることにある。そのため、第2部では既存の弁護士郵送調査から得られる知見を整理して、どのような示唆が得られるか検討し、第3部では「高度化」の実例という評価を得ている弁護士・事務所の予備的面接調査が示唆するものを検討する。第4部は結論であるが、それは参加者への問いかけである。

2 刑事弁護の比重が高い弁護士の特性—計量分析によって—

武士俣は、すでに武士俣（2013）において、村山眞維と畑浩人による1990年代の調査、弁護士社会構造研究会（代表・宮澤節生）による2008年の全国弁護士調査と2011年の第62期弁護士（2009年登録）第1回調査、2010年の日弁連経済基盤調査などをレビューして、刑事弁護の比重が高い弁護士の特性を整理していた。本報告ではさらに、弁護士社会構造研究会による2014年の第62期弁護士第2回調査（宮澤・石田・藤本・武士俣・上石2014）と、弁護士キャリアパス研究会（代表・藤本亮）による2016年の第67期弁護士（2014年登録）第1回調査（藤本・石田・武士俣・上石2016）などのデータに対する二次分析も追加した。

その結果、以下の知見が明らかになった。

- ①刑事弁護の二極分化構造（若手弁護士と中年「辞め検」）が最近でも存在することが再確認される。
- ②刑事弁護の社会的意義を認める割合の高さと、刑

事弁護に従事する割合の高さが相関する。(ただし社会的意義を認めるから刑事弁護に従事するのか、刑事弁護に従事するからその社会的意義を認めるのかは、判断できない。)

③刑事弁護の知的技術的難易度の高さを認める割合の高さと、刑事弁護に従事する割合の高さが相関する。(ただし、②と同じく因果関係の方向は確認できない。)

しかし、刑事分野に関する調査項目がごく少数の一般的調査では我々のプロジェクトが必要とする緻密なデータを獲得することはできず、刑事分野に特化した調査の必要性は明らかである。その場合、既存弁護士調査をはるかに超える多数の回答者がなければ、該当する各類型について統計分析が可能となる十分なケース数が得られないであろう。たとえば、第67期弁護士調査の例では、回答者427人で、「かなりの時間を使った」者は、刑事弁護79人に対して、少年事件9人、犯罪被害者支援1人にすぎない。さらに、データの性質としても、「かなりの時間を使った」などの主観的評価ではなく、たとえば件数と時間を測定することが望ましいが、回答者が正確に記憶しているという保証もないであろう。

我々は、これらの難点を克服する調査方法を開発しなければならない。

3 刑事弁護で高く評価されている弁護士・事務所の状況と認識一面接調査によって一

予備的面接調査は、それぞれ、①所要時間1時間～2時間半で、②宮澤と少なくとも1人が面接し、③録音反訳を面接者のひとりが校正したうえ、対象者が校正して確定している。現時点までに実施した面接は12ケースで、分類すると下記のとおりである。(カッコ内は所属弁護士数)

①法テラス：2ヶ所（3人～6人）

②都市型公設：2ヶ所（5人～8人）

③一般事務所8ヶ所（2人（実質1人）～29人）

3. 今後の追加予定

①インターネット利用の私選専門事務所。

②「多様化」の実例。

国選弁護に関する組織的担当が任務のひとつであるため刑事弁護「高度化」の担い手のひとつとして期待されることが多い法テラスの弁護士（経験10年）からは、たとえば下記の発言が聞かれた：「法テラスの地方事務所があって、しかし法律事務所がないっていうところは・・・たくさんあります・・・〇〇県に至っては法律事務所がない、置かしていただけない。」「他の事務所にないのはやっぱり刑事ですかね。都市型公設にない強みは、やっぱり経営ですかね。他の法テラスとの比較・・・人数が多い・・・ありがたい」「経費気にしないで国選できるよ[と]・・・言えない・・・お金がないんです。」「法

テラスしかできないこと・・・司法ソーシャルワーク」。法テラスがどの程度国選事件を担当できるかは地元弁護士会との関係に影響されるようであり、しかも資金不足で国選担当を増やすことは必ずしも容易ではなく、むしろ一般事務所では経済的に担当困難な「多様化」への志向が窺われる。

それに対して、都市型公設に所属する弁護士（経験12年）の発言（この要旨では引用省略）は、私選を含めた刑事弁護の総合的担い手としては「法テラス」よりも適切であることを示唆する。しかし、国費ではなく弁護士会の支援によるため、財政基盤が安定しているとは限らず、少数の大規模弁護士会しか設置できないであろう。他方、所属弁護士5人全員が刑事も担当する事務所で経験30年、9割刑事で全部私選という弁護士は、技能研修講師として多大の活動をしながらも、裁判員裁判担当時には収入が枯渇するという経験を語っている（要旨では引用省略）。一般事務所における刑事弁護「高度化」の財政的基盤は、やはり脆弱である。

2019年度に予定している全国サンプル調査では、このようなニュアンスに富んだ回答を引き出しうるような項目設定が必要である。

4 提起される検討課題と方法論的問題

最後に、実際の活動の「質」はどう測定するかという問題がある。有能と評価する弁護士を挙げてもらうべきか、行動観察は可能か、検討を要する。

文献

武士俣敦, 2013, 「第20章 刑事弁護の担い手」後藤昭・高野 隆・岡慎一編著『実務体系 現代の刑事弁護 1 弁護人の役割』第一法規。

藤本 亮・石田京子・武士俣 敦・上石圭一, 2016, 「第67期弁護士第1回郵送調査の概要—記述統計の提示—」名古屋大学法政論集 268: 283-348。

後藤 昭, 2014, 「第18章 刑事弁護の将来」後藤昭・高野 隆・岡慎一編著『実務体系 現代の刑事弁護 3 刑事弁護の歴史と展望』第一法規。

デイビッド・T・ジョンソン（大久保光也訳）, 2004 『アメリカ人のみた日本の検察制度』シュプリンガーファアラー東京。

Johnson, D. T., 2009, "Early Returns from Japan's New Criminal Trials," *The Asia-Pacific Journal*, 36-3-09.

宮澤節生・石田京子・藤本 亮・武士俣敦・上石圭一, 2014, 「第62期弁護士第2回郵送調査第1報—調査の概要と記述統計—」青山法務研究論集 9: 67-137。

本報告は、科学研究費補助金基盤研究(B)18H00803「刑事分野における弁護士活動の多様化と高度化に関する総合的分析」による成果である。

「福祉と司法の連携」に対する実践者の意識分析 ——実践者への聴き取りに基づく探索的検討——

橋場 典子（日本学術振興会特別研究員 PD/立教大学）

1 目的

近年、再犯防止に向けた様々な施策が展開されている。地域生活定着支援センターの設置、検察庁への社会福祉士の配置に象徴されるように、刑事施設や更生保護施設における福祉の関りが進められている。例えば 2013 年からは東京地検に社会福祉士が配置され、起訴猶予の段階で当事者を福祉へとつなげる試みがなされ、その後検察庁と保護観察所との協力により更生緊急保護が試行されている。2016 年に制定された再犯の防止等の推進に関する法律に基づき、2017 年には再犯防止推進計画が制定され、多機関・多職種の連携による支援ネットワーク構築が目指されている。

こうした近年の動向を背景として、いわゆる司法の入口・出口支援及び福祉と司法との連携については、これまで様々な角度からの研究が蓄積されてきた。福祉と司法の連携をめぐる先行研究としては、司法分野において福祉的な支援が必要である人々の存在を顕在化させてきた契機がある一方（潜在的問題を顕在化させた初期のものとして、山本 2003）、近年ではとりわけ、刑事司法の目的と福祉の理念の原理的対立構造に着目した指摘もなされている（刑事立法研究会編 2018）。

そこで、本報告では、実際に「福祉と司法の連携」に関わっている実践者達が、いわゆる入口支援についてどのように捉えているのかを探索的に把握する。司法の入口支援についての認識は実践者個人で異なることが予想されるが、その認識の違いはどこに由来するのかについて聴き取り調査を通し明らかにする。

実践者が、入口支援に対してどのような問題意識を持っているのか／いないのか、問題意識を持っているとすればどのような観点に基づいたものなのか。これらの点を探究することを通して、「司法の入口支援」に内在された実践者自身の捉え方の差異や温度差及びその背景について探索的に分析する。

2 方法

上記の課題設定を踏まえ、報告者は入口支援に関わる実践者（社会福祉士 10 人、弁護士 15 人）に焦点を当て、実践者自身が入口支援について抱いている認識の有無、内容、背景について半構造化面接を実施した。

聴き取った内容は事前に対象者の了承を得て録音し、逐語訳を作成の上、KJ 法により分析した。

3 結果

分析の結果、いわゆる司法の入口支援に懐疑的な見解を述べるものは、社会福祉士 6 人、弁護士 11 人であった。その理由については、「福祉の理念と乖離していると思うから」（社会福祉士 4 人、弁護士 6 人）、「保護観察的な要素が強くなるから」（弁護士 5 人）、「本人支援の要素が薄くなると思うから」（社会福祉士 2 人）であった。

一方、入口支援に肯定的な見解を述べたものは、社会福祉士 4 人、弁護士 4 人であった。その内訳及び理由については、「福祉の支援が必要な場面が存在しているから」（社会福祉士 3 人、弁護士 2 人）、「福祉と司法が連携するのは良いことだと思うから」（社会福祉士 1 人、弁護士 2 人）というものであった。

4 考察

今回聴き取りを行ったうち、社会福祉士は 6 割、弁護士はおよそ 8 割弱が司法の入口支援については懐疑的であった。

一方で、社会福祉士の 4 割、弁護士のおよそ 2 割強は、入口支援について肯定的な見解を示していた。

懐疑的／肯定的な認識のさらに詳しい聴き取り内容及び分析については当日の報告で行うが、刑事弁護に熱心に取り組んでいる弁護士は入口支援の法制化について強い懸念を示している傾向にある一方、入口支援についての昨今の動向を踏まえつつも、その有用性について肯定的に捉えている社会福祉士及び弁護士が一定数存在していることが分かった。

さらに、懐疑的／肯定的な意識形成には、実践者達の背景（連携経験の有無等）が直接的な影響を与えていることが実証的に示された。もっとも、当日の報告で分析するように、それら肯定的認識の背景にも様々な見解が存在しており、一概に肯定派として一括りにすることは避けなければならない。報告では今回のデータが探索的な分析に留まっていることに注意しつつ、調査結果から示唆される点について考察する。

文献

刑事立法研究会編、土井政和・正木祐史・水藤昌彦・森久智江責任編著、2018、『「司法と福祉の連携」の展開と課題』現代人文社
山本譲司、2003、『獄窓記』ポプラ社

高齢犯罪者行動の原因理解への強化感受性理論適用の可能性

— グレイの BIS/BAS 尺度を利用して —

江崎 徹治（国士舘大学）

1 目的

法務総合研究所の「再犯防止に関する総合的研究」（2009）は、約 30%の再犯者によって、約 60%の犯罪が行われているという事実を明らかにした。また、同所の「高齢犯罪者の実態と意識に関する研究—高齢受刑者及び高齢保護観察対象者の分析—」（2007）によると、高齢受刑者の多くは、多数回入所者である。刑事施設への入所回数が増加するにつれ、罪名が窃盗（万引き等軽微なもの）と詐欺（無銭飲食等の軽微なもの）に収斂されていく傾向にある。入所回数が増えるにしたがって再犯期間が次第に短くなり、入所回数が 20 度以上の者では、窃盗と詐欺の合計で約 8 割を占め、出所後 3 か月未満で刑務所に再入所した者が約半数を占めている。我が国の再犯防止政策にとって、高齢者の万引きなど軽微な犯罪の原因究明は欠かせない。パートルら（2005=2006）によれば、多くの社会学者は、行動特性が遺伝的要因と環境的要因の交互作用によって生じることを認識しているとされる。そこで本報告では、高齢者の犯罪行動は、気質と経験の結果であることを説明するためグレイ（1981et al.）の BIS/BAS 強感受性理論の適用を試みた。

2 方法

- (1) 調査期間 2017 年 6 月から 2018 年 8 月まで
- (2) 対象者 更生保護施設に在会し又は在会していた 65 歳以上の者（施設高齢者）及び統制群として 65 歳以上の清掃業務従事者（一般高齢者）
- (3) 調査紙の内容

ア BIS/BAS 感受性尺度日本語版（20 項目）

カーバーとホワイト（Caver & White, 1994）が開発し、高橋ら（2007）が邦訳したもの。

イ フェイスシート

性別、年齢、養育者、小学生時代のしつけ・経済状況・学業成績、最終学歴、現役時代の主な職業・生活状況、現在の同居者・収入源・月収、婚姻歴、人生の振り返り、老後の準備、酒・タバコ・ギャンブルの嗜好、現在の援助者、物理的・情緒的ソーシャルサポートなど。

3 結果

(1) 人口統計的特徴

ア 施設高齢者

分析対象の 91 名（有効回答率 90.1%）は 65 歳から 82 歳まで、平均年齢 70.65 歳であるが、65 歳から 69 歳が 49.5%である。男性が約 89.0%、学歴は中卒が約 56%、壮年期の職業は土木作業員等が約

49%、現在の主な収入源は生活保護が 38.5%、無年金が約 51.6%、婚姻歴は離婚歴あり又は婚姻歴なしの合計が約 79.1%、人生の振り返りはこんなはずではなかったが約 71.5%、老後の準備は何もしなかったが約 81.3%などであった。

イ 一般高齢者

分析対象の 62 名（有効回答率 92.5%）は 65 歳から 87 歳まで、平均年齢 69.21 歳であるが、65 歳から 69 歳が 50.0%である。女性が約 64.5%、学歴は中卒が約 24%、高卒・専門学校卒が約 60%、壮年期の職業は会社員又は専業主婦が約 50%、主な収入源は年金と給料が約 88.7%、無年金が約 9.7%、居住形態は配偶者と同居が約 53.2%、婚姻歴は現在も婚姻が約 54.8%、人生の振り返りはこんなはずではなかったが約 32.8%、老後の準備は何もしなかったが約 64.5%などであった。

更生保護施設経験によるカイ 2 乗値は、性別、学歴、現在の主な収入源、壮年期の職業、同居者、年金の種類、月収、人生の振り返り、老後の準備、婚姻歴の有無は有意であった。一方、年齢、小学生時代のしつけ・暮らし向き・学業は有意でなかった。

(2) BIS/BAS 尺度の確認的因子分析と信頼性統計量

ア 確認的因子分析

高齢者全体の適合度指標は $\chi^2(164) = 384.154$ ($p < .001$), $GFI = .851$, $AGFI = .809$, $CFI = .814$, $RMSEA = .072$ と当てはまりはあまりよくない。特に、問 1「何かよくないことが起きると思うと、たいていなやむ」及び問 18「友人と比べると不安の種は少ない」という 2 つの逆転項目は、一般、施設とも相関係数と寄与率は極めて低かった。

イ 信頼性統計量分析

クロンバックの α は、一般の BAS は先行研究と遜色ないが施設は総じて低い。BIS については、相関係数と寄与率が低い問 1 と問 18 を削除して 5 項目にしたところ、一般 .70、施設 .69 となった。

因子	先行研究		高齢者			
	n = 446		一般(n = 62)		施設(n = 91)	
	α	項目	α	項目	α	項目
BIS	0.80	7	0.70(0.65)	5 (7)	0.69(0.51)	5 (7)
BAS	0.81	13	0.87	13	0.78	13
BAS D	0.76	4	0.76	4	0.69	4
BAS R	0.75	5	0.73	5	0.66	5
BAS F	0.63	4	0.61	4	0.36	4

注) 高齢者の α の () 内は、問 1 と問 18 を挿入した場合

表 1 日本語版簡易版 BIS/BAS の信頼性統計分析結果

更生保護施設の施設長に対するヒヤリングの結果、全てから「入所者は、自分の再犯を恐れている。」との回答を得たことから漠然とした不安に対しては一般高齢者が敏感なのに対し、具体的な失敗について

は、施設高齢者が敏感になっているのではないかと
思われた。本研究にあっては5項目の BIS 得点と 13
項目の BAS 得点を用いて比較した。

(3) BIS/BAS 尺度得点平均の差の t 検定

ア 施設と一般 「施設」($N=91$) と「一般」($N=62$) に有意な差はみられなかった。

イ 男性と女性 「男性」($N=103$) と「女性」($N=50$) に有意な差はみられなかった。

ウ 年齢 「69 歳以下」($N=82$) と「70 歳以上」($N=71$) に有意な差がみられ、「69 歳以下」群の BIS 尺度得点平均が高いことが示された。

(4) フェイスシート項目と BIS 尺度得点平均の交互作用の検討

ア 施設・一般の別と小学生時代の暮らし向き

小学生時代の暮らし向きを「貧困」($N=77$)、「普通・裕福」($N=76$) の2群に分けた。BIS 尺度得点平均を従属変数、小学生時代の暮らし向き (2群) $\times$ 施設・一般別 (2群) の2要因の分散分析を行った。その結果、交互作用は有意であった ($F(1, 149) = 4.350, p < .05$) が、小学生時代の暮らし向き及び施設・一般別の主効果は有意とならなかった。

イ 施設・一般の別と小学生時代の学業

小学校時代の学業を「出来が悪かった」($N=40$) 「普通・出来が良かった」($N=113$) の2群に分けた。BIS 尺度得点平均を従属変数、小学校時代の学業 (2群) $\times$ 施設・一般別 (2群) の2要因の分散分析を行った。交互作用は有意であった ($F(1, 149) = 4.002, p < .05$) が、小学生時代の学業及び施設・一般別の主効果は有意とならなかった。

ウ 施設・一般の別と学歴

学歴を「中卒」($N=66$)、「高卒以上」($N=87$) の2群に分けた。BIS 尺度得点平均を従属変数、学歴 (2群) $\times$ 施設・一般の別 (2群) の2要因の分散分析を行った結果、相互作用は有意であった ($F(1, 149) = 4.877, p < .05$) が、学歴及び施設・一般の別の主効果は有意とならなかった。

(6) フェイスシート項目と BAS 尺度得点平均の交互作用の検討

ア 施設・一般の別と40代、50代の主な職業

職業を「土木作業員等」($N=68$)、「それ以外」($N=85$) の2群に分けた。BAS 尺度得点平均を従属変数、職業 (2群) $\times$ 施設・一般別 (2群) の2要因の分散分析を行った。その結果、交互作用は有意であった ($F(1, 149) = 4.052, p < .05$) が、職業及び施設・一般別の主効果は有意とならなかった。

イ 施設・一般の別と喫煙嗜好

喫煙嗜好を「禁煙」($N=26$)、「喫煙・非喫煙」($N=127$) の2群に分けた。BAS 尺度得点平均を従属変数、喫煙嗜好 (2群) $\times$ 施設・一般別 (2群) の2要因の分散分析を行った。その結果、交互作用は有

意であった ($F(1, 149) = 4.168, p < .05$) が、喫煙嗜好及び施設・一般別の主効果は有意とならなかった。

4 考察

本報告では、BIS 及び BAS 下位尺度を構成するいくつかの質問については、先行研究と共通性が見られなかった。先行研究は、すべて大学生を対象に行われていることから、高齢者は大学生とは質問の意味内容を違った文脈でとらえている可能性がある。特に、施設高齢者は、過去の具体的失敗に関わるような質問に対してその傾向が強かった。しかし、この点を除けば、おおむね先行研究を支持する結果が得られ、高齢者に対する BIS/BAS 強化感受性尺度適用の可能性が認められた。施設高齢者は BIS と小学生のころの暮らし向き、学業成績、学歴との相互作用に有意差がみられた。反対に、BAS は 40 代、50 代の主な職業、禁煙と相互作用に有意差がみられた。アイゼンクラ (Eysenck & Gudjonson, 1989) の「神経症傾向は、あらかじめ子供時代に獲得された行動を強く促進する」とした仮説やグレイ (Gray, 1987) の「不安は、胎内において母親が受けたストレスや本人が幼少期に受けたストレスで増幅される」という主張している。本研究では、少なくとも、これまで犯罪の原因と主張されてきた「貧困」や「孤立」など社会的な問題とその人が生まれ持った気質が相互に関係していることが示唆された。今後は、さらにサンプル数を増やし、共通性が低い個別の質問について大学生のサンプルと比較するなどして BIS/BAS 尺度の信頼性を確認するとともに、BAS 下位尺度得点と人生経験の相互作用を検討する。

文献

Bartol et.al., 2005. Criminal Behavior: A Psychosocial Approach 6th Edition. (=2006, 『犯罪心理学—行動科学のアプローチ』 羽生和紀 (編). 横井幸久・田口真二 (訳). 北大路書房.)

Caver & White, 1994. Behavioral inhibition, Behavioral activation, and affective responses to impending reward and punishment: the BIS/BAS scales. *Journal of Personality and Social Psychology*, 67(2): 319-333.

Eysenck & Gudjonson, 1989. *The Causes and Cures of Criminality*. Plenum Publishing Co. New York
Gray, 1981. A Critique of Eysenck's Theory of Personality: *A Model for Personality*. In: Eysenck H. J. (Ed), Springer-Verlag. Berlin Heidelberg, New York: 246-276.

高橋雄介他, 2007. 「Gray の気質モデル—BIS/BAS 尺度日本語版の作成と双生児法による行動遺伝学的検討—」『パーソナリティ研究』15(3): 276- 289.

犯罪・非行からの立ち直り言説に関する歴史的検討

岡村逸郎（筑波大学大学院）

1 本報告の目的

本報告の目的は、犯罪・非行からの立ち直り言説の形成過程を、社会を明るくする運動に注目して明らかにすることある。

そのために本報告では、以下の4つの作業を行なう。

- ①立ち直り言説の概観
- ②近年の犯罪・非行からの立ち直り言説の特徴の整理
- ③犯罪・非行からの立ち直り言説の歴史的な位置づけ
- ④複数の業界誌の内容の検討

2 立ち直り言説の概観

報告者は、まず、犯罪・非行からの立ち直り言説の全体的な流れを大まかに把握するために、以下の資料を収集した。用いた論文検索サイトは、「CiNii Articles」である。

この結果をみると、犯罪・非行からの立ち直りに関する論文が量的な面で増加をみせたのが、2009年以降だったことがわかる。

犯罪・非行からの立ち直りに関する論文が2009年以降に急激に増加したことの背景には、社会を明るくする運動（以下、社明運動）がかかわっている。

3 近年の犯罪・非行からの立ち直り言説の特徴の整理

近年の犯罪・非行からの立ち直り言説には、以下の5つの特徴がある。

- ①立ち直り支援の中心的な場を「地域社会」に設定する。
- ②犯罪者・非行少年の主体的な立ち直りを支援する。
- ③「立ち直り支援」という用語法が用いられる。
- ④立ち直り支援の主な目的として、再犯防止を掲げる。
- ⑤立ち直りを達成するための主要な手段の1つとして、就労支援を掲げる。

4 犯罪・非行からの立ち直り言説の歴史的な位置づけ

報告者は、犯罪・非行からの立ち直り言説における社明運動の歴史的な位置づけをみるために、「国立国会図書館デジタルコレクション」を用いて資料を収集した。

以上の手続きは、結果が検索エンジンにどの雑誌が含まれるかに依存するため、厳密な量的比較ではない。あくまで、立ち直り言説の大まかな流れを把握するための、予備的な調査を企図して行なったものである。

図1 「立ち直り」をタイトルに含む論文の数の推移

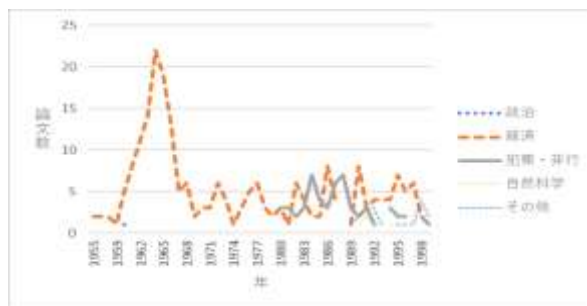


図1をみると、調査したすべての時期において、経済に関する立ち直りを扱う論文が一貫して多いことがわかる。とくに、高度経済成長が始まる1960年代初頭から1960年代なかばにかけて、論文数が多い

それに対して、犯罪・非行に関する立ち直りを扱う論文の数が増えるのは、1980年代であることがわかる。

犯罪・非行からの立ち直り言説が1980年代に増加した背景には、以下の2つがあると考えられる。

第1に、法務省による一般の人々向けの活動が1980年代以降に展開されたことである。

社明運動は、広報・啓蒙活動として1950年代から継続的に行なわれてきた。しかし、1980年代以降の特徴は、法務省が一般向けの図書において、「立ち直り」という言葉が用いたことである。

第2に、1984年以降、社明運動が開催されるさいに、『刑政』上に毎年特集が組まれるようになったことである。この特集のタイトルにおいて「立ち直り」という言葉が頻繁に用いられるようになったために、タイトルに「立ち直り」を含む論文の数が増加した。

5 複数の業界誌の内容の検討

まずは、第3節において、犯罪・非行からの立ち直り言説の増加に影響したことがわかった、『刑政』である。

犯罪・非行からの立ち直り言説が増加したのは、1984年以降である。そのため1984年から2000年にかけての、特集論文を収集して内容を確認した。

特集論文においては、副題で「立ち直り」が用いられることが多いため論文検索に多数の論文がヒットするが、論文の内容をみると、矯正職員などによる随想的な文章がほとんどだった。法務省が『刑政』をとおして犯罪・非行からの立ち直り言説が組織化する展開される過程は、見いだせなかった。

以上の検討から、「立ち直り」という言葉は、矯正の言説において頻繁に用いられる言葉ではなかったことがわかった。そのさいに頻繁に用いられる言葉は、「更生」「矯正」「社会復帰」だが、これらを一般的な人々を巻き込むさいにいい換えて用いられるようになった言葉が、「立ち直り」という日常的な用語なのではないか、という仮説が提示できる。

その仮説を検証するためには、『刑政』以外の業界誌についても、内容を細かくみる必要がある。

調べた業界誌は、矯正の業界誌である『刑政』同様、社明運動が開始された1951年以降現在まで継続的に発刊され続け法務省の役員による論文がたびたび収録される、以下の3の雑誌である。更生保護の業界誌である『更生保護』、青少年問題に関する専門誌である『青少年問題』、ならびに政府刊行物である『時の法令』である。

1950年代から60年代にかけては、「立ち直り」は主体的なものだとは捉えられていなかった。

1970年代になると、「立ち直り」という言葉が地域社会と明確に結びつけて語られるようになった。

社明運動においては、1963年の第13回以降、運動の重点目標が設定されるようになった。その後1973年の第23回以降、重点目標に地域社会が設定されるようになった。

また、1972年の第22回から、運動の標語が設定されるようになった。その後1981年以降、「防ごう非行 助けよう立ち直り」が標語として設定されるようになり、はじめて社会を明るくする運動において「立ち直り」という言葉が正式な標語とされるようになった。

このように「立ち直り」が運動の標語に採用されて以降、地域社会が犯罪・非行からの立ち直りを促進する主体として重要な位置におかれるようになる。

そこでは、非行がどこにでも遍在するようになったことと、遍在する非行の現場になる地域の連帯が希薄化していることが関連づけて問題化され、その問題の解決のために、社明運動をとおして地域住民の結束を促すことによって、地域社会を非行防止の

活動の主体たりえる場にすることが目指されたのである。

6 まとめ

以上のように本稿では、犯罪・非行からの立ち直り言説の形成過程を、社明運動と法務省の活動とくに注目して明らかにした。

社明運動が開始されたのは1950年代だが、立ち直り言説が変容したのは1970年代だった。そこでは、運動の重点目標と標語において地域社会と立ち直りが設定されることで、立ち直りに対して特定の意味付与がなされるようになった。

さらに1980年代になると、法務省によって、一般向けの図書をとおして犯罪・非行からの立ち直り言説を広く一般に普及しようとする活動が行なわれはじめた。また、複数の業界誌において「立ち直り」が特集のタイトルに含まれるようになり、量の面でも犯罪・非行からの立ち直り言説が広く普及するようになった。

一方で、1950年代から2000年にかけては、立ち直りと就労問題が関連づけて問題化されることはなかった。そのため、犯罪・非行からの立ち直り言説と就労支援の関係をみるには、2000年代以降の言説を追っていく必要がある。今後の課題である。

はじめに

更生保護制度においては、「ボランティア」の存在が重視されている。そのことに対する先行研究を概観すると、保護司をはじめとするそれぞれの役割を掘り下げる論稿は数多く存在するが、実践報告に該当する論稿が多く、いわゆる学術的な研究は少ないし、中でも「ボランティア性」に着目したものはわずかである。とりわけ、「実践」に意義が置かれ、また失敗を恐れないことが称揚されがちであるという、「ボランティア」ならではの問題がある。それ故、研究と実践という、いわゆる「車の両輪」の一方が無い、片輪走行に陥りがちだと言える。

しかし、更生保護は一義的に公的責任の下に行われなければならない。また、ボランティアには、「自分ですんでとった行動の結果として自分自身が苦しい立場に立たされる」という、「自発性パラドックス」という「つらさ」がつきまとう（金子 1992：105-9）。これらの課題をいかに克服するべきか。そのためには、「責任」の面でも「成果」の面でも、「ボランティア」が、「更生保護」に関わるにあたって、「何を」・「どこまで」・「すべきなのか」／できるのか」を定めなければならない。本研究の関心・問題意識はそこにある。

1. 「更生保護」をいかに理解するか

犯罪者・非行少年処遇では、その目標・成果として、「更生（保護）」、「立ち直り」、「離脱」等、様々な語で表現されているが、それぞれが何を意味し、また他と何が違うのかといった詳細については整理されていない。同時に、何をもちて更生が達成されるのか、を過不足なく十分に言い表す定義を設定することは非常に難しい作業である。ある時点で評価するならば区切りをどう定めるのか。また、「離脱；desistance」のような「過程」・「連続的な変化」に着目しても、支援や介入の「成果」として「測定」・「評価」するにあたっては、明確で客観的な指標を欠くという限界はある。

次に、更生を目指す介入がどのように正当化、基礎付けられるのかについて検討する必要がある。これについては、

刑事政策上の責任がなぜ、どのように発生するのかという議論と、司法と福祉の連携から説明する論理がある。

まとめると、更生をめぐる論点は以下のように整理できる。

＜介入・処遇の方向性＞福祉的支援⇔刑事政策的介入

＜介入・処遇の意義＞保護的⇔懲罰的

＜介入・処遇の成果＞時点⇔連続性／「更生したという結果」⇔「変化」と「努力」

2. 「ボランティア」とはどういった存在か

「ボランティアとは何か」という問いは古くからなされており、今もって明確な定義は無いものの、「自発性、非営利性、公共性」が「どのような捉え方をするにしても、ボランティアについての共通の理解がある」ような条件だとして説明される（入江 1999：4）。もっとも、ただし、これら3つの要素に対する自明性も、今日失われつつあると言われているし、「ボランティア活動が社会的行為である以上、その特徴や社会的意義・位置は歴史的・社会的に変容しうる」ので、「ボランティアの定義を精緻化することは実りある作業ではない」ともされている（関 2008：63）。

これに対して、本研究では、種々の検討を通して、「何がボランティアたらしめるのか」という点でも、「ボランティアに何が求められるか」という点でも、「ボランティア性」は、相対的なものとして理解して初めて、論理的によく説明することができると考えた。

また、先行研究では混同されがちな、「活動する個人／活動する組織・団体／具体的な実践活動／広く社会に普及させるような大きな動き」を区別する重要性を指摘した。

3. 更生保護にボランティアが関わることの

意義と限界

本研究のまとめとして、これまでの整理を基に、更生保護にボランティアが関わることの意義と限界について考えた。その際、被害者学の議論を参照しつつ、また、社会福祉学における「自助／共助／公助」という三分法に依拠

しつつ、「更生保護における介入・処遇の意義と引き受けるべき責任主体」について、理念型として下図の通りに整理されると考えた。

矯 正 効 果 の 持 続		
阻 害 さ れ た 権 利 の 回 復		社 会 福 祉
別 立		
公 助	共 助	自 助

これにより、社会が更生保護をどう位置付けて理解するかによって共助＝ボランティアの「責任」が定まると考える。結果として「自発性パラドックス」も克服可能だと考える。

ところで、「公的責任」と言ったときの、そもそも「公」とは何を意味するのか、という議論もある。公共性をめぐる議論の中で、村上は、「公」が必ずしも「行政機関」のみを意味するのではないし、それ故社会的な問題の全てを行政のみが引き受けるべき理由は無いことを指摘している（村上 2007）。更生保護制度のあり方において、公私の連携はどうあるべきかということが問い直されている。この点においても、本研究で示した理念型は、ボランティアの役割・立場を俯瞰的・客観的に理解し、その理解を共有するのに役立つのではないかと。

さらには、介入という営みを正当化する「関係」と関わって、広く二者の関係性に広く立ち現れる「援助の非対称性」のデメリットを薄める可能性も指摘した。

〔文献〕※ 一部抜粋 ※

相澤育郎, 2018, 「刑事司法における犯罪行為者処遇と社会復帰支援」 刑事立法研究会編『「司法と福祉の連携」の展開と課題』現代人文社：73-93.

秋山智久, 2016, 『社会福祉の思想入門』ミネルヴァ書房.

藤本哲也, 2008, 『刑事政策概論（全訂第 6 版）』青林書院.

堀田力, 2001, 「四つの設問—いま、なぜボランティアか—」岩波書店編集部編『ボランティアへの招待』岩波書店:

3-13.

入江幸男, 1999, 「ボランティアの思想」内海成治・入江幸男・水野義之編『ボランティア学を学ぶ人のために』世界思想社：4-21.

金子郁容, 1992, 『ボランティア もうひとつの情報社会』岩波書店.

黒川昭登, 1992, 「保護観察とスーパービジョン」日本更生保護協会編『更生保護と犯罪予防』105：1-12.

水藤昌彦, 2014, 「犯罪行為者処遇における刑事司法と福祉の連携のあり方についての国際比較」『犯罪社会学研究』No.39：37-53.

村上弘, 2007, 「公共性について」『立命館法學』(6)：1937-91.

関嘉寛, 2008, 『ボランティアからひろがる公共空間』梓出版社.

只野智弘・岡邊健・竹下賀子・猪爪祐介, 2017, 「非行からの立ち直り（デシスタンス）に関する要因の考察—少年院出院者に対する質問紙調査に基づいて—」『犯罪社会学研究』No.42：74-90.

武川正吾, 2012, 「自助・共助・公助」全国社会福祉協議会編『月刊福祉』95（1）：38-41.

竹中祐二, 2015a, 「更生保護ボランティアとしての BBS 運動の存在意義についての一考察」『更生保護学研究』(7)：10-8.

竹中祐二, 2015b, 「更生保護制度の展開に対する一考察」『京都府立大学学術報告（公共政策）』(7)：145-58.

竹中祐二, 2015c, 「BBS 活動の意義・成果とは」『日本犯罪社会学会第 42 回大会報告要旨集 2015』：74-5.

竹中祐二, 2016, 「BBS 活動の意義」青少年問題研究会編『青少年問題』664（※63 巻秋季号）：16-21.

竹中祐二, 2017, 「スーパービジョン論を通した BBS における自己研鑽についての検討」『更生保護学研究』(11)：38-46.

津止正敏, 2009, 「ボランティア観の今日性」津止正敏・齋藤真緒・桜井政成『ボランティアの臨床社会学』クリエイツかもがわ：17-38.

〔付記〕

本研究は、公益財団法人 ユニバーサル財団から助成金の交付を受けて 行われました。

矯正施設退所後の学校経験における困難 ——更生保護施設在籍者へのインタビュー調査から——

大江將貴（京都大学大学院）

1 問題設定

本報告の目的は、矯正施設を退所した後に復学することを希望した少年たちが直面する困難について明らかにするものである。

2016 年に再犯防止推進法が施行されたことにみられるように、日本社会では犯罪者や非行少年の再犯防止に向けた機運が高まっている。

酒井（2015）は、高卒学歴を持たないことは、社会から排除されるリスクを高めると指摘する。この点は、学歴階層と非行の側面からも指摘されている。岡邊（2013）は、中卒や高校中退など、より学歴階層の低い少年たちが非行の世界に参入しやすいことを明らかにしている。この知見から示唆されるのは、少年院を出院した少年が、低い学歴階層のままであることで再非行へのリスクを高めてしまう可能性があるということである。このように、高卒学歴は少年の社会参加の保障や再非行の防止にとって重要な役割を担うものであると考えられる。

ところで、矯正施設退所後の少年たちを追跡した研究は、これまで多くなされているわけではない。先駆的なものとして、只野ほか（2017）が、少年院出院者を対象として行った質問紙調査がある。この分析によれば、特に 18 歳前後の年齢層では学業に従事することが、立ち直りに促進的に働く可能性を示唆している。

しかし、復学の実現は容易ではないことが、これまでの研究で示唆されている。仲野（2014）は、非行少年自身が学校文化に親和的でないことを指摘する。また、少年院を出院後、少年の復学を実現するにあたり、学校と保護者との関係調整が難しい場合（村口ほか 2005）や、在籍学校が復学に難色を示す場合（山田ほか 2011）などが少年院における実際の事例として報告されている。

その一方で、復学の成功事例が報告されているものもある。例えば、山田ほか（2011）では、復学が成功するためには、少年院、復学先の学校、保護者、保護司などの連携が重要になってくることが示されている。

しかし、これらの実践事例は中学校への復学に限定されたものである。少年院に在籍する少年の中には、出院時に高校に進学を希望する少年もいることが予想される。しかしながら、高校進学に関連した復学事例はまだ明らかになっていない。

さらに、少年自身の視点から直面した困難を明らかにしたものはない。そこで本報告では、更生保護

施設に在籍する少年へのインタビュー調査から、彼らが矯正施設を退所した後に復学したときに直面する困難を検討していく。この点に本研究の意義があると考えられる。

2 調査の概要

本報告の調査対象は A 更生保護施設である。法務省によれば、更生保護施設とは刑務所や少年院などを退所した犯罪者や非行少年を保護する役割を担う施設だとされている。

A 更生保護施設は、少年を対象にした民間施設である。A 更生保護施設には、少年院や鑑別所を退所した少年が在籍しており、自立に向けて共同生活を送っている。なお、A 更生保護施設には常時 20 名ほどの少年が在籍している。

報告者は 2016 年 12 月から継続的に A 更生保護施設を訪問し、在籍者へのインタビュー調査を行っている。そして、これまでに 6 名の男子少年に対してインタビュー調査を実施している。本報告では、6 名のうち復学経験者や復学を希望している 3 名（J さん、K さん、L さん）のインタビューを取り上げる。なお、それぞれの少年へのインタビュー調査は、半構造化面接の形式で 1 時間程度 A 更生保護施設内で行った。

3 分析

（1）学校再参入の困難

L さんは復学先として全日制高校を希望していた。インタビューでは、全日制高校を希望する理由を、「普通の高校生」に憧れているからと語っている。この語りは、養護施設経験者が自身のスティグマを解消するために、「普通」「平凡」を特効薬だと考えていたという田中（1998）の知見に関連するものと考えられる。

しかし、L さんは希望していた全日制高校に不合格となってしまう。その理由をインタビューでは、自身の内申書によるものだと語っている。この事例から、非行経験者は全日制高校に合格しづらい環境下であり、復学先が限定的になっている可能性が示唆された。

（2）復学後の困難

①少年と保護者との目標の不一致

J さんは、復学を決意した背景に、保護者からの希望があったことを語る。しかし、復学後、短期間

でJさんは再非行を行っている。

米川（1994）は、高校生への質問紙調査の結果から、本人が大学進学希望を内面化していないにもかかわらず、親が大学進学への期待を持っている場合に、犯罪行動が促進されること指摘している。今回の事例は、大学進学希望の内面化という形ではないが、高校進学は親の期待に応える形で行っており、保護者と少年との間に、将来の目標に対する意識の差があり、それが再非行につながった可能性を示唆するものである。

②登校意欲の継続の難しさ

復学後に直面する困難として、登校継続の意欲の持続がある。

Kさんは、少年鑑別所を退所後に、寮を伴ったフリースクールに通学していた。なお、フリースクール通学時にKさんは、A更生保護施設には在籍していない。Kさんは、フリースクールでは高卒認定をとるための学習に取り組んだり、部活動に参加したりしており、これら以外の活動をする時間がなかったと語る。この語りからは、Hirschi（1969=2010）の「巻き込み」のボンドで説明されるように、授業や部活動といった学校での活動に没頭できていたために、その期間に再非行は生じなかったということがわかる。

しかし彼は、時間の経過とともにフリースクールの「ゆるさ」を感じるようになったと語っている。そして、フリースクールから脱走し、その間、再非行を行った。この事例からは、非行少年が学校に対し、ボンドを結び続け、登校継続することの困難さを示唆するものである。

4 考察

本報告の事例からは、矯正施設を退所後に復学を希望した少年には、登校以前の学校再参入と、学校再参入後の登校の継続という2つの困難に直面していることが示唆された。

まず1つ目の学校再参入の困難については、少年や矯正施設のみで解決できる問題ではない。先行研究でも指摘されたように、少年院、所属先の学校、家庭、保護司との連携が行われて、復学は実現するものである。本報告の事例からは、高校受験を伴う場合は、より密な連携が求められると考えられる。

さらに、少年院における教科教育の重要性も指摘できる。少年院内での教科教育は基礎学力の獲得に力が置かれているが、高校受験を希望する少年に対して、それに見合った力を付けさせるような指導が必要になることが示唆される。

次に、2点目の登校継続についてである。非行経験者の復学先は、全日制高校というより、定時制高

校や通信制高校のような学校が主になると考えられる。このような学校は、不登校や非行経験者の受け皿となってきた経緯がある。しかし、都市部から離れたA更生保護施設の通学圏内にそのような学校は限られている。そのため、A更生保護施設に在籍する非行経験者への理解のある学校は限定的である。このようなA更生保護施設のような環境にあっても、非行経験者の受け皿となるような学校が求められる。

その一方で、通信制高校などは、登校を続けるためには、本人の意志や努力による割合が大きくなるのが現状である。しかし、本報告の事例からも示唆されたように、少年一人で登校意欲を継続することは、困難を伴うものである。そのため、施設の職員や学校側の支援が不可欠になるものと考えられる。

文献

- Hirschi, Travis, 1969, *Causes of Delinquency*, University of California Press. (=2010, 森田洋司・清水新二監訳『非行の原因——家庭・学校・社会へのつながりを求めて（新装版）』文化書房博文社。）
- 村口征司・立花明光・三木豪, 2005, 「保護観察調整指導の一環としての復学調整」『日本矯正教育学会大会発表論文集』41:146-149.
- 仲野由佳理, 2014, 「少年院からの社会復帰における課題——矯正教育に関する研究から」『罪と罰』51(4):93-104.
- 岡邊健, 2013, 『現代日本の少年非行——その発生態様と関連要因に関する実証的研究』現代人文社.
- 酒井朗, 2015, 「教育における排除と包摂」『教育社会学研究』96:5-24.
- 只野智弘・岡邊健・竹下賀子・猪爪祐介, 2017, 「非行からの立ち直り（デシスタンス）に関する要因の考察——少年院出院者に対する質問紙調査に基づいて」『犯罪社会学研究』42: 74-90.
- 田中理絵, 1998, 「養護施設における子どものステイグマに関する研究」『教育社会学研究』63:199-217.
- 山田高志・星野亮毅・畑和輝, 2011, 「最近の中学校への復学調整事例から見た関係機関の連携の在り方について」『日本矯正教育学会大会発表論文集』47:94-97.
- 米川茂信, 1994, 「文化的目標の分化的機能——学歴アノミーの研究」『淑徳大学研究紀要』28:53-105.

離脱パラダイムが見落としているもの —ダルクで「回復」を目指す人々へのインタビューより—

○相良翔（埼玉県立大学）

伊藤秀樹（東京学芸大学）

1 問題背景—離脱パラダイムが見逃しているもの

近年、犯罪者処遇のパラダイムシフトを図る動きがある（津富 2011; 2017）。津富（2011）では犯罪者処遇のパラダイムシフトをネガティブモデルや中立？モデルから長所基盤モデルへの移行と定義している。長所基盤モデルとは犯罪経験を強みに見立てた上で、「犯罪を行った者を相互支援の主体として認め、犯罪を行った者の相互扶助の仕掛け（いわゆる自助グループ）を処遇の担い手として想定するモデル」（津富 2017: 260-261）である。特にアルコール依存者のための自助組織である AA（Alcoholic Anonymous）や薬物依存者のための自助組織である NA（Narcotics Anonymous）などが長所基盤モデルにおける実践の代表例とされており、本稿で取り扱うダルク（DARC: Drug Addiction Rehabilitation Center）もその1つに含むことができよう。

だが、このような長所基盤モデルに基づく「立ち直り」の過程が、さまざまな困難をはらむことが指摘されている（Halsey & Armstrong & Wright 2017; Nugent & Schinkel 2016）。また、ダルクメンバーのライフヒストリーからも「回復」の過程においても様々な困難の存在が明らかになっている（ダルク研究会 2013; 南・中村・相良 2018）。

それを踏まえて本報告は離脱パラダイムにおいて見落とされがちなこと、つまり「立ち直り」や「回復」の過程における困難、そしてその困難にいかに対応しているのかについて比較的長期間ダルクを利用する人へのインタビュー調査をデータにして社会的に考察する。

2 調査概要

報告者らは社会学者で形成されたダルク研究会の一員として 2011 年 4 月より大都市圏に位置する X ダルクや Y ダルクにおいて参与観察やインタビューなどの調査を行ってきた。ダルクは薬物依存者を対象とした民間のリハビリテーション施設である。ダルクメンバーたちは、自らと同じ「仲間」と長期の共同生活を送りながら、相互扶助の関係性のもとで薬物依存からの「回復」を目指している（相良 2018）。

主なインタビュー対象者は現在に渡るまでに 30 名を超えており（インタビュー開始時に入寮者であった方、スタッフであった方）であり、6 名の調査者がそれぞれ担当を分担してインタビュー調査にあたってきた。その中で本報告は 2016 年 3 月と 2018

年 6 月に行った A さんへのインタビューをもとに述べていく。なお A さんに対しては当初は筆者らとは異なる研究会メンバーによってインタビュー調査が行われていたが、2016 年 3 月および 2018 年 6 月の調査は筆者らによって行われた。

A さんは覚せい剤と咳止め薬（ブロン）への依存がある 40 代の男性であり、20 年以上ダルクを利用している。ダルク研究会が A さんに対して初めてインタビューを行ったのは 2011 年 5 月のことであった。それから 1 年 8 か月の間、X ダルクで定期的にインタビューを行ったが、A さんはその間に 2 回、覚せい剤でスリップ（依存薬物の再使用）している。2 回のスリップは、いずれも 1 年ほどクリーン（依存薬物の使用を止めている期間）が続き、仕事も始め、自立生活が見えつつあるタイミングでのことだった。そして A さんは、2013 年の初めに覚せい剤取締法違反で逮捕され、懲役刑となった。刑務所から仮釈放された後は、しばらく更生保護施設で生活していたが、最終的には X ダルクとは別の地域にある Z ダルクに入所することになり、現在もそこで生活している。

3 結果

2 回のインタビューについてまとめると以下のようになる。第一に、A さんは 20 年以上にわたりクリーンが 1 年ほど続いた後にスリップをするというパターンを繰り返していた。まず更生保護施設において就労自立を試みたが、様々な困難に遭遇し、それを解消するようにスリップした。また、その困難から逃れる上で Z ダルクに転居したが、携帯電話を入手したことを契機にスリップしていた。また、そのスリップの後に Z ダルクで生活を続けていたが、ギャンブルへの依存を契機に再びスリップした。第二に、数々のスリップを経験しながらも、A さんはダルク以外で生きていくことは考えられないと捉えていた。ダルク生活への飽きや刺激の少なさ、依存薬物やギャンブルなどへの欲求、将来の見通しの悪さなどがあるが、それでも仲間との関係が良好である Z ダルクで生活していくしかないと思ったときに楽になったとする。そして、クリーンの積み重ねや「成長」することが必要であるが、A さんはダルクのスタッフになることが自分の「回復」にとって必要なものであると考えている。他方で第三に、社会復帰をすること、就労自立し結婚することは、A さ

んにとっては今も目標であり続けている。

4 考察

長所基盤モデルからすると、Aさんは離脱（もしくは「回復」）した存在とは捉えられないかもしれない。なぜなら、薬物使用を止めることにも、就労自立と結婚にも、仲間への十分なサポートをすることにも成功していないためである。それらの目標を目指しながらも、もがいている状況がうかがえる。

Maruna & Lebel (2009=2011) は、「社会に戻る受刑者が直面する主要な困難（そして、彼らを特異な存在にしているもの）は、おそらく、彼ら自身が一—広く社会からの、家族からの、自分自身からの——赦しに値する人間であるということを証明する必要があるということである」（Maruna & Lebel 2009=2011: 105. 強調は報告者）と述べる。実際に Maruna は赦しに値する人間であるということを証明するための「回復の儀式」の存在について述べており（Maruna 2001=2013: 204-235）、その中で「立ち直り」および「回復」について評価・認定する「真正さのテスト authenticity test」が行われるとする。Maruna は裁判などの公的な機会を通して、真正さのテストなどの回復の儀式を執行されるとする。それは当人以外の誰かが、テストの対象者の「立ち直り」や「回復」を評価することを意味している。

確かにそのようなテストの存在によってスティグマは除去されるかもしれない。しかし、その一方でテストをパスできない存在にはスティグマを付与し続ける理由と成りかねない（平井 2014）。依存薬物使用を繰り返し、就労自立もうまくいかず、相互支援においても自身の評価は低い状況が長年に渡っている Aさんはそのようなテストをパスできずに、ずっとスティグマを背負い続ける可能性がある。長所基盤モデルは犯罪者処遇のパラダイムシフトとして、処遇上の規範的モデルとして目指されている。しかし、長所基盤モデルが規範となるのであれば、Aさんのような存在は「回復」に至らないことになってしまう。

離脱パラダイムにおいて見逃されがちなのは、そのような生き方を目指す上での困難の存在である。Aさんの語りからは「回復」を目指しながらも様々な困難に遭遇し、結果的にスリップしてしまう様子が浮き彫りになった。そして、そのような困難は長所基盤モデルのような生き方を規範的なものとみなすことから生じるものである。ただし、長所基盤モデルによる生き方以外の多様な生き方を承認できれば、その困難は解消される。いかにして社会において多様な「立ち直り」や「回復」を承認するのか、そしてそのような場を増やすにはどのようにすれば

よいのか。その点に関する論考については、今後の課題にしたい。

文献

- ダルク研究会編著（南保輔・平井秀幸責任編集），2013，『ダルクの日々——薬物依存者の生活と人生』知玄社。
- 平井秀幸，2014，『「回復の脚本」を書くのは誰か？』『支援』Vol.4：153-158。
- Halsey, M., Armstrong, R., and Wright, S., 2017, 'F*CK IT!' : Matza and The Mood of fatalism in the desistance process. British Journal of Criminology, 57 (5): 1041-1060.
- Maruna, S., 2001, *Making Good: How Ex-Convicts Reform and Rebuild Their Lives.*, American Psychological Association Books. (=2013, 津富宏・河野荘子監訳『犯罪者からの離脱と「人生のやり直し」——元犯罪者のナラティブから学ぶ』明石書店.)
- Maruna, S., & LeBel, T. P., 2009, *Strengths-Based Approaches to Reentry: Extra Mileage toward Reintegration and Destigmatization*, Japanese Journal of Sociological Criminology 34: 59-81 (=2011, 平井秀幸訳「再参入に向けた長所基盤のアプローチ——再統合と脱スティグマ化への更なるマイル」日本犯罪社会学会編『犯罪者の立ち直りと犯罪者処遇のパラダイムシフト』現代人文社:102-130.)
- 南保輔・中村英代・相良翔編著，2018，『当事者が支援する——薬物依存からの回復 ダルクの日々パート2』春風社。
- Nugent B, & Schinkel M, 2016, *The pains of desistance*, Criminology & Criminal Justice, 16(5): 568-584.
- 相良翔，2018，『薬物依存からの「回復」に関する社会的考察——ダルクにおけるフィールドワークを通じて』中央大学大学院博士論文。
- 相良翔・伊藤秀樹，2016，「薬物依存からの「回復」と「仲間」：ダルクにおける生活を通じた「欲求」の解消」『年報社会学論集』29: 92-103.
- 津富宏，2011，「犯罪者処遇のパラダイムシフト——長所基盤モデルに向けて」津富編著『犯罪者の立ち直りと犯罪者処遇のパラダイムシフト』現代人文社: 62-77.
- ，2017，「犯罪からの離脱——リスク管理モデルから対話モデルへ」浜井浩一編著『犯罪をどう防ぐか(シリーズ 刑事司法を考える 第6巻)』岩波書店: 252-276.

「子どもの被害防止ツールキット」の 学校教育現場への導入戦略の「実装科学」的検討

原田 豊（科学警察研究所）

1 目的

「実装科学（implementation science）」とは、公衆衛生学などの分野で近年注目されている研究領域であり、「研究知見やその他のエビデンスに基づく実践が、日常的な実践のなかに系統的に取り入れられることを促進するための諸方法に関する科学的研究であり、これにより医療サービスやケアの質や効果を改善するためのもの」（Bauer, et al 2015: 34）であると定義されている。

本研究の目的は、この「実装科学」の観点に基づいて、報告者らが開発した「子どもの被害防止ツールキット」（原田 2017a）をわが国の学校教育現場に実装するための要件と、それを満たす戦略・戦術を明らかにすることである。

2 方法

本報告では、上記研究のための予備的検討として、報告者らが過去3年半にわたって実施してきた、公立小学校での「子どもの被害防止ツールキット」の試験運用から得られた知見を、「実装科学」の観点により整理し、この観点に立つ実証研究の基本方針を策定する。

Peters らによる公衆衛生分野での実装研究（implementation research）の手引き書（Peters, et al 2013: 59）によれば、実装研究は次の8つの問いに導かれるべきだという。

- (1) その研究は実装に関する問いに明確に答えるものであるか？
- (2) 実装されるものは何かが明確に記述されているか？（例：実践・施策・政策の詳細など）
- (3) その研究は実装のための戦略を含むか？それが適切に記述・検討されているか？
- (4) その研究は現実世界の環境下で実施されているか？その状況は十分詳細に記述されているか？
- (5) その研究は実装のアウトカム変数を適切に考慮しているか？
- (6) その研究は実装に影響するコンテキストや他の要因を適切に考慮しているか？
- (7) その研究は経時的な変化やシステムの複雑さのレベルを適切に考慮しているか？
- (8) その研究は対象となる人々および研究の用途を明確に特定しているか？

以上の問いに基づいて本報告で検討の素材とするものは、報告者らが平成27年度以来毎年実施してき

た、文部科学省の「防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業」（平成30年度からは「学校安全総合支援事業」と改称）による小学校でのモデル事業への、外部専門家としての支援を通じて得られた経験知であり、その一部は原田（2018）などのなかで報告している。同モデル事業の対象となった小学校は、首都圏のA県内の公立小学校4校であり、各学校での「子どもの被害防止ツールキット」の試験運用時期は、各年度のおおむね7月から11月までの期間である。

3 結果

上記の試験運用から得られた経験を Peters らによる8つの問いに沿って整理・検討した。現時点での検討状況は以下のとおりである。

(1) 実装に関する問い

本研究は、「学校教育などの現場に、学術的な研究開発の成果を『実装』するためには、研究開発それ自体とは異なった戦略／戦術が必要となる。」（原田 2018: 4）との基本認識が出发点となっている。この意味で、本研究は、まさに「実装に関する問い」に具体的に答えることを目的とするものである。

(2) 実装されるもの

本研究では、「子どもの被害防止ツールキット」（原田ほか 2018, 原田 2017b）という特定の手法・ツールに的を絞って、その実装の要件を探る。とくに、先行研究から、現在のツールキットを構成する機器類の取り扱いの煩雑さが現場への受容の障害となっていると考えられるため、現在開発中の、準天頂衛星システムに対応した一体型端末の試作機（原田 2018: 10）など、新たな機器やソフトウェアの導入の効果を主要な検討点に含める。

(3) 実装のための戦略

先行研究により、小学校への傷害予防システムの導入にあたって、現状把握のためのデータ収集よりも教育コンテンツの提供で現場との協力関係を築くことを優先する「コンテンツ駆動型アプローチ」（山本 2016: 26-27）が有効であることが示されている。本研究もこれと同様の基本戦略により「子どもの被害防止ツールキット」を安全教育・地理教育・情報教育にまたがる総合的な教育用コンテンツと位置付け、その試験運用を通じて、関係者の「生の声」に基づく実装戦略の検討を行う。

(4) 研究の実施環境

報告者が支援している文部科学省のモデル事業は、

文字どおり「現実世界」の公立小学校の現場で実施されている。その経験から、今日のわが国の小学校の現場が、①多様な主体からの多様な要請を受けて多忙を極めていること、②義務教育の場として、児童全員の参加が前提であること、③児童の安全確保やプライバシー保護が強く求められていることなどが判明している。本研究では、これらをさらに詳細に調査し、その結果を実装の対象や戦略に反映させることとする。

(5) 実装のアウトカム変数

この点は、上記のモデル事業の支援活動では、もっとも不十分だったと考えられる。その一因は、実装されるものとしての「子どもの被害防止ツールキット」が、これまで実用品としてはまだ未成熟であり、これを克服するための技術開発に優先して取り組まざるを得なかったことである。今後は、本来のアウトカム指標としての導入事例数や使用継続年数など、およびその前段となる指標としての支払意欲額 (willingness to pay) などの明示的な指標を用いた検討が必要だと考えられる。

(6) コンテキストや他の要因

これに関しては、これまでの経験から、①学校現場の既存の情報機器類の機種やソフトウェア環境、②市町村レベルでの情報ツール類の運用支援の体制、③学校支援ボランティアなどの外部資源の状況など、多くの要因が把握されており、今後は、これらを、a) 当該地区固有の要因、b) 他地域と共通する要因、c) 地区特性の「類型」などとして他地域にとっても参考となる要因、などに分類・整理して、それぞれに応じた対処方策を検討することが課題となる。

(7) 経時的变化やシステムの複雑性

経時的变化に関しては今後の課題であるが、システムの複雑性に関しては、国・都道府県・市町村などのレベルごとの、物品の扱い（とくに「備品」と「消耗品」との切り分け）に関するローカルルールの存在が実装の障害となるケースが観察されている。

(8) 対象となる人々および研究の用途

本研究の対象となる人々は、小学校の教員・児童・保護者を中心とし、その関係者として、地元の行政・教育委員会・ボランティアなどの多様なステークホルダーが存在する。これらの人々の多様な観点から、「子どもの被害防止ツールキット」の顕在的・潜在的な用途を探ることにより、その実装の促進のための要件が明らかになると考えられる。

4 考察

本報告では、「実装科学」の枠組みに準拠して、「子どもの被害防止ツールキット」の学校教育現場への導入戦略の策定のための基礎的検討を行った。これまでの文部科学省のモデル事業の支援を通じて得ら

れた経験をこの枠組みのもとで整理した結果、報告者が現場との格闘のなかで個人的経験として得てきた雑多な「気づき」を、より系統的な研究の俎上に載せていく一定の見通しが得られた。同時に、実装のアウトカム指標や経時的变化の検討手法など、「実装科学」の基準に照らせば未着手と言わざるを得ない部分も判明した。現在、これらの点を勘案した具体的な研究計画の立案に向けて作業中である。

謝辞

本研究は、科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）基盤研究(C)「子どもの犯罪被害の前兆的事案調査法の開発と妥当性評価」（代表：原田豊 科学警察研究所犯罪予防研究室特任研究官，課題番号：16K01906）の一環として実施したものである。記して謝意を表する。

文献

Bauer, Mark S., Laura Damschroder, Hildi Hagedorn, Jeffrey Smith and Amy M. Kilbourne, 2015, An introduction to implementation science for the non-specialist *BMC Psychology* 3 (1):32-43.

Peters, David H., Nhan T. Tran and Taghreed Adam, 2013, *Implementation Research in Health: A Practical Guide*, World Health Organization.

原田 豊, 2017a, 「子どもの被害防止ツールキット」の開発 — 子どもを犯罪から守るために — 『教育と医学』 65(7): 66-75.

-----, 2017b, 『『聞き書きマップ』で子どもを守る — 科学が支える子どもの被害防止入門 —』現代人文社.

-----, 2018, 「『聞き書きマップ』の小学校での安全教育への応用」『日本セーフティプロモーション学会誌』 11(1): 4-11.

原田 豊・三宅 康一・松下 靖・大川 裕章, 2018, 「QRコード対応「危険なできごとカルテ」による子ども対象犯罪の前兆的事案調査法の開発」『犯罪社会学研究』(43): 102-114.

山本 俊哉, 2016, 『「国際基準の安全な学校・地域づくりに向けた協働活動支援」実装活動終了報告書』(2018年10月18日取得,

https://www.jst.go.jp/ristex/examin/imp/integrate/pdf/JST_1115132_13527047_yamamoto_ER.pdf).

子供の犯罪被害防止に関する研究(3) —保護者による防犯対策を中心として—

○山根由子（科学警察研究所）

齊藤知範（科学警察研究所）

1 目的

近年、子供の連れ去り事件が後を絶たず、子供の被害防止対策は、保護者にとって最も重要な関心事の一つとなっている。

そのような中、報告者らは、中学1年生から3年生までとその保護者を対象に、中学生の暮らしと安全に関する調査を、2017年に実施した。本報告では、調査データにもとづき、門限や子供に指導している防犯対策など、保護者の防犯に対する意識と、住んでいる地域の状況や子供の犯罪等の被害状況との関連を報告する。

2 方法

本調査は、ある都道府県の中学校1校の協力により、科学警察研究所犯罪予防研究室が主体となつて行われた。調査期間は、2017年2月である。調査対象者は、中学1年生から3年生の全生徒とその保護者のうち、任意の回答に同意した者である。保護者については、同一中学校に2人以上の子供が通学している場合があるため、生徒数より少なくなる。保護者の有効回答が得られた425名の親子を本報告の分析対象とする。なお、同中学校に2人以上の子供が通学している場合は、一番年下の子供について回答してもらった。回答方式は、自記式であった。

回答した保護者の属性は、以下のとおりである。性別は、男性5.7%、女性94.3%であった。年代は、39歳以下18.8%、40～45歳41.5%、45～49歳31.5%、50歳以上8.2%であった。

3.1 単純集計結果

1) 門限について

保護者に、平日子供が放課後に遊びに行く際に、家に帰る門限を決めているかどうかを尋ねた。門限を決めている保護者は63.8%、決めていない保護者は36.2%であった。

門限を決めている保護者に対して、門限を何時に設定しているか尋ねた。18時が最も多く(58.4%)、次いで、17時(18.7%)、19時(16.3%)、20時以降(6.6%)の順であった。

2) 防犯情報への接触について

保護者に、子供が犯罪の被害にあわないようにするために、過去1年間に、以下の情報にどれくらい触れたかを尋ねた。

週に1度以上触れた者の割合が多かったものは、

「新聞・テレビのニュース」(70.3%)であり、次いで、「学校やPTAからの配布物」(33.0%)、「友人から聞いた話」(15.2%)、「親から聞いた話」(10.9%)、「学校の先生から聞いた話」(7.0%)、「市や警察の犯罪発生情報 HP」(6.2%)の順であった。一方で、半数以上の保護者が「市や警察の犯罪発生情報 HP」(77.1%)、「学校の先生から聞いた話」(63.2%)、「親から聞いた話」(56.9%)は、過去1年間でほとんど触れることがなかったと回答した。

3) 防犯教育について

保護者に、子供に言い聞かせている防犯対策はあるかを尋ねた。最も多かったものは、「家にいるときに来客があったらドア穴・カメラ付インターホンで確認してからドアを開ける」(71.5%)であり、次いで、「ブログやSNSサイトなどで、個人情報になるべく公開しない」(65.9%)、「夜は、人の目が届きにくい場所は避ける」(61.6%)、「音楽を聴いたり、携帯電話やスマートフォンを使用しながら歩かない」(59.2%)、「繁華街など治安が悪そうな場所には近づかない」(55.1%)、「帰宅後はすぐに玄関の鍵をかける」(54.7%)の順であった。一方、あまり指導されていない項目もあった。「よく使う道で、万が一の時に逃げ込める場所を確認する」(9.5%)や「防犯グッズを身につける」(6.0%)は指導している保護者の割合は10%に満たなかった。

また、今回尋ねた防犯対策は11項目であり、指導している項目数が「0～3項目」(低群)の保護者の割合は37.1%、「4～6項目」(中群)の保護者の割合は44.2%、「7～11項目」(高群)の保護者の割合は18.7%であった。

3.2 保護者が指導している防犯対策数と住んでいる地域の状況との関連について

以降では、保護者が指導している防犯対策数と、住んでいる地域の状況との関連を検討する。

保護者が指導している防犯対策数(低群・中群・高群)と住んでいる地域の状況(そう思う・どちらともいえない・そう思わない)との χ^2 検定を行った。なお、以降の一部の項目の検定については、フィッシャーの直接確率法を用いた。その結果、「屋外に設置された防犯カメラが多い」($\chi^2(4)=10.017$ 、 $p<.05$)、「青色回転灯つきにパトカーに似た車をみかける」($\chi^2(4)=10.092$ 、 $p<.05$)、「スプレーによる落書きが多い」($\chi^2(4)=10.382$ 、 $p<.05$)、「路上に

乗り捨てられた自転車やバイクが多い」($\chi^2(4) = 14.196, p < .05$)、の項目で有意差が見られた。

3.3 子供の被害状況との関連について

以降では、門限や子供に指導している防犯対策など、保護者の防犯に対する意識と、子供の犯罪等の被害状況の関連を検討する。

1) 子供の被害状況について

生徒に、過去3年間で、「ものやお金をひったくられたり、むりやり取りあげられたりした(されそうになった)」、「たたかれたり、ものをぶつけられたり、手や服をつかまれたりした(されそうになった)」、「車に乗ってほしい・ついてきてほしい・何か買ってあげるなどとさそわれたり、どこかへつれて行かれそうになった」、「追いかけられたり、あとをつけられたり、こわいことを言われたりした」、「からだをさわられたり、いやらしいことを言われたりした(されそうになった)」、「しらないうちに、もちものをぬすまれたり、ぬすまれそうになった」という6つの被害にあったことがあるかどうかを尋ねた^{注1)}。6つの被害のうち、どれか一つでも経験したことのある生徒の割合は10.4%であった。

2) 門限との関連について

門限(決めている・決めていない)と子供の被害状況(あり・なし)との χ^2 検定を行った結果、有意差は見られなかった($\chi^2(1) = 0.662$)。

3) 保護者の防犯情報への接触との関連について

保護者の防犯情報への接触(週に1日以上・月に1〜3日程度・ほとんどない)と子供の被害状況(あり・なし)との χ^2 検定を行った結果、有意差は見られなかった。

4) 防犯教育との関連について

保護者が指導している防犯対策と子供の被害状況(あり・なし)との χ^2 検定を行った結果、有意差は見られなかった。

また、保護者が指導している防犯対策数(低群・中群・高群)と子供の被害状況(あり・なし)との χ^2 検定を行った結果、有意差は見られなかった($\chi^2(2) = 1.769$)。

4 考察

本報告では、門限や子供に指導している防犯対策など、保護者の防犯に対する意識と、住んでいる地域の状況や子供の犯罪等の被害状況との関連を検討することを目的とした。

まず、保護者が指導している防犯対策数と、住んでいる地域の状況との関連について考察する。「スプレーによる落書きが多い」、「路上に乗り捨てられた自転車やバイクが多い」という秩序びん乱の項目と防犯対策数に、有意な関連が見られた。これは、保

護者が住んでいる地域に不安に思う箇所があれば、子供に指導する防犯対策が増えることが考えられる。また、「青色回転灯付きのパトカーに似た車をみかける」、「屋外に設置された防犯カメラが多い」という見守り項目とも防犯対策数に関連が見られた。これは、子供に指導している防犯対策数が多い、言い換えれば、防犯に対する意識の高い保護者の方が、街中の青パトや防犯カメラに気づきやすいということが影響していると考えられる。

次に、門限や子供に指導している防犯対策など、保護者の防犯に対する意識と、子供の犯罪等の被害状況との関連について考察する。今回用いた変数については、いずれも有意差は見られなかった。被害後に防犯情報に接触するなどの保護者側の変化が必ずしも見られないという結果だったといえる。子供の被害と保護者の行動変容の関連については、子供から保護者へ被害にあったとの報告があったかどうかにも影響すると考えられる。軽微な事案は保護者に報告されない場合も多く、その場合は保護者の行動変容は起こらないだろう。今後、子供の親への被害申告も考慮に入れたうえで、より詳細な検討を行う必要がある。

今回の分析は簡単なクロス集計のみに留まった。生徒の被害状況の原因を知るためには、生徒のライフスタイルなども考慮したより詳細な検討が必要である。今後の課題としたい。

注1) 今回発表した調査は、科学研究費助成事業基盤研究(C)(研究代表者：原田豊、研究番号：16K01906)からの技術供与を得て実施した。

[付記]

本研究は、警察庁経常研究「子供の犯罪被害防止のための警察施策に関する研究」による成果の一部である。

文献

山根由子・齊藤知範・松川杏寧、2017「子供の犯罪被害防止に関する研究(2)―紙地図調査の設計と地理的分析」『日本安全教育学会第18回岡山大会プログラム・予稿集』、75-76。

原田豊、三宅康一、松下靖、大川裕章、2018「QRコード対応「危険なできごとカルテ」による子ども対象犯罪の前兆的事案調査法の開発」『犯罪社会学研究43』、122-134。

子供の犯罪被害防止に関する研究(4) ——項目群による測定に関する分析——

○齊藤知範（科学警察研究所）

山根由子（科学警察研究所）

1 目的

原田ほか（2018）は、QRコードを用いて、危険なできごとの発生日点等の自動読み取り処理技術に対応させた研究である。そのもととなる「危険なできごとカルテ」は、原田を中心とする研究グループによって作成され（原田2010；原田2011；原田編2011）、2009年から使用が本格開始されており、現在も使用されている（原田ほか2018；山根・齊藤・松川2017）。

本報告では、上記の研究グループによって実施された、5つの小学校に在学する小学生とその保護者に対する調査データなどを用いた上で、「危険なできごとカルテ」の項目群による測定を項目反応理論により分析し、測定の特徴を明らかにする。

2 方法

本報告では、すでに提案された尺度である「危険なできごとカルテ」を用いて実施した調査データを分析する。

子どもの被害の測定について、海外では研究成果が数多くある（Hamby and Finkelhor 2001；齊藤2011a）。再検査法による検証は国内では行われていないが、海外の研究から、一定期間を経て被害を尋ねた場合も、回答内容に関する信頼性が報告されている。負荷への配慮が求められる追跡調査を、国内で追試することはあえて行っておらず、信頼性に関しては海外の知見によって確認されているという前提に立つ。

一方で、子どもを対象とする事案を、質問紙で尋ねる上での分類（スクリーニング分類及びそれをさらに細分化した小分類）の妥当性については、横断的調査データにもとづき検討することが可能であり、国内での研究を蓄積する必要があると考える。そこで、本報告では、2009年に実施された、5つの小学校に在学する小学生とその保護者に対する調査（小学生の回収数は2258、回収率78.9%）のうち、小学生票（保護者記入部分を含む）及び「危険なできごとカルテ」における回答を用いる。2パラメーターロジスティックモデルの項目反応理論により、Stata15を用いて分析する。非行尺度の開発・研究における文脈では、項目難易度の高さは当該犯行の遂行の困難性、ひいては重大性を示し、項目識別力の高さは潜在的な非行性の高さを示すと解釈されている（岡邊2010）。

なお、小学生調査の保護者記入部分におけるスク

リーニング質問の項目は、表1に示す通りである。スクリーニング質問（以下、SCRと略記する）に1つでも回答があった回答者のみ、1事案につき1枚両面の「危険なできごとカルテ」に記入することを求めている、「危険なできごとカルテ」の表側の面に、SCRよりも詳しい小分類の項目を選択肢で提示し、回答を求めた。

以降の分析では、SCRは小学校入学以来の事案の経験、小分類の項目は前学年までの経験にしばった上で直近に経験した事案の変数を用いる。SCR1からSCR6までの小分類は29項目あり、経験した回答者がいない8つの項目をあらかじめ除外し、小分類については合計で21項目を使用した。

SCR1:ア	物やお金をひたぐられたり、無理やり取られた(取られそうになった)
SCR2:イ	体などをたたかれたり、つかまれたり、ものをぶつけられたりした(されそうになった)
SCR3:ウ	「一緒に遊ぼう」「車に乗らないか」「何か買ってあげるから一緒に行こう」などと誘われたり、どこかへ連れていかれそうになった
SCR4:エ	追いかけられたり、後をつけられたり、怖いことを言われた
SCR5:オ	体をさわられたり、エッチなことを言われたり、恥ずかしいものを見せられたり、近くから写真を撮られた(されそうになった)
SCR6:カ	知らないうちに物やお金を取られた
キ	そのほかの怖いこと・いやなことをされた(されそうになった)

表1 スクリーニング項目

3 結果

分析結果の概要を以下に記したい。

第一に、大分類のうち、粗暴的行為を含むSCR1（カツアゲ）、SCR2（暴力）のそれぞれの下位項目（小分類）を中心とする分析から、以下のことが示された。

大分類としてのSCR1（カツアゲ）は、SCR2（暴力）よりも項目難易度が高く、項目識別力が高い。

SCR1（カツアゲ）の小分類としては、項目4（物やお金を「貸して」「見せて」などと言われて、そのまま取られた）のみが分析対象となり、項目難易度、項目識別力ともに、SCR1（カツアゲ）と類似の傾向を示した。

SCR2（暴力）の小分類としては、項目6（体をたたかれたり、なぐられたり、けられたりした）、項目7（物をぶつけられた）は、項目難易度、項目識別力において同じ程度の高い値を示した。

第二に、大分類であるSCR3（誘い）、SCR4（つき

まとい)のそれぞれの下位項目(小分類)を中心とする分析から、以下のことが示された。

大分類としてのSCR3(誘い)、SCR4(つきまとい)を比較した場合、SCR4(つきまとい)はSCR3(誘い)よりも項目難易度が低い(つまり頻度の高い)事象であったが、項目識別力はSCR4(つきまとい)のほうがかなりの程度高かった。

そのことと併せて、小分類の結果を解釈したい。分析に含まれたSCR3(誘い)の4項目の小分類の中では、項目14「その他:誘われた」だけが顕著に高い項目識別力を示した。他方、6項目に下位分類されるSCR4(つきまとい)では、項目18(こわいことを言われた)以外の5項目全てが約2以上の識別力の高さを示した。総合的に解釈すると、SCR3(誘い)では、SCR4(つきまとい)ほど多くの項目によって行為態様の文言が細分化されていないため、項目14のみの項目識別力の高さが生じた可能性もある。

第三に、大分類であるSCR05(わいせつ)に関しては、大分類、小分類ともに良好な識別力を示した。分析に用いた小分類である、項目21(体をさわられたり、なでられたりした)、項目22(エッチなことを言われた)、項目23(恥ずかしいもの、いやらしいものを見せられた)、項目24(近くから写真を撮られた)は、すべて2以上の値を示した。

第四に、大分類であるSCR06(窃盗)は、SCR3(誘い)と同様に、他の大分類よりも識別力が低く、2をやや下回った。また、項目26(自転車に盗まれた)、項目27(かばんから知らないうちに物やお金を盗まれた)、項目28(置いておいたものを知らないうちに盗まれた)、項目29(その他:(知らないうちに)物やお金を取られた)は、いずれも項目難易度が高く、また、項目識別力はSCR06(窃盗)と同様に、2をやや下回った。

上記ではSCR3(誘い)とSCR06(窃盗)に関して、若干の課題を述べたが、これらの項目識別力はいずれも1.5以上の値であり、特段に低い値は全般に見られなかった。

4 考察

本報告では、小学生の被害を測定するために過去に開発されていた「危険なできごとカルテ」を使用した調査データを、項目反応理論を用いて、試行的に分析した。大分類としてのスクリーニング質問項目(SCR1からSCR6まで)については、項目識別力は比較的良好であった。すなわち、いずれの大分類も、潜在的な被害全体の測定のために寄与していると考えられる。さらに、項目難易度が高すぎるにより、スクリーニング時点での回答を狭めてしまう項目は見当たらない。このため、現状の大分類を引き続き用いることに合理性があると考えられる。

他方で、小分類については、選択肢としての小分類の不足が生じないように、一定の留意が必要である。例えば、新しい手口が出現し、その傍らで旧来の手口が衰退する場合なども、今後あり得るだろう。実際のところ、「カルテ」の限られた紙面に盛り込むことができる小分類の項目数には、制約がある。このため、項目の過不足を考慮し、手口の時代的な変化などに目配りしていく道筋も、将来的に考えられる。

[付記]

本研究は、警察庁経常研究(「子供の犯罪被害防止のための警察施策に関する研究」)の支援を受けた。

分析に用いた調査は、科学技術振興機構社会技術研究開発センター(RISTEX)の社会技術研究開発事業(研究代表者:原田豊、課題名:「子どもの被害の測定と防犯活動の実証的基盤の確立」)による共同研究として実施された。

文献

- Hamby, Sherry L., and David Finkelhor, 2001. "Choosing and using Child Victimization Questionnaire." Washington, DC: U.S. Department of Justice, Office of Justice Programs, Office of Juvenile Justice and Delinquency Prevention 2-16.
- 原田豊, 2010, 「犯罪被害の危険—現状を知り, 焦点を絞った対策を—」『チャイルドヘルス』13, 286-290.
- 原田豊, 2011, 「原田豊、犯罪からの子どもの安全—日本の調査研究から—」『日本教育学会第70回大会公開シンポジウムii「子どもの安全と健康」』.
- 原田豊編, 2011, 『「子どもの被害の測定と防犯活動の実証的基盤の確立」研究開発実施終了報告書』.
- 原田豊・三宅康一・松下靖・大川裕章, 2018, 「QRコード対応「危険なできごとカルテ」による子ども対象犯罪の前兆的事案調査法の開発」『犯罪社会学研究』43, 122-134.
- 岡邊健, 2010, 「項目反応理論を用いた自己申告非行尺度の作成」『犯罪社会学研究』35:149-162.
- 齊藤知範, 2011a, 「子どもの安全に関する研究動向」『犯罪社会学研究』36, 107-111.
- 齊藤知範, 2011b, 「調査の概要」科学警察研究所犯罪予防研究室編, 『子どもの暮らしと安全に関するアンケート調査』1-13.
- 山根由子・齊藤知範・松川杏寧, 2017, 「子供の犯罪被害防止に関する研究(2)—紙地図調査の設計と地理的分析」『日本安全教育学会第18回岡山大会プログラム・予稿集』, 75-76.

虐待事犯により少年院送致となった少年・家族へのアプローチの事例に基づく 家族関係再構築、包括支援の在り方

○服部達也（四国少年院）

北川裕美子（四国学院大学・四国少年院）

長尾貴志（四国少年院）

1 本研究発表の目的（要旨）

2015年の「新少年院法」施行に伴い、在院者の社会復帰支援に関する訓令が定められた。また、翌年には「再犯防止等の推進に関する法律」が施行、当院においても、地方自治体を含めた関係機関との連携により、シームレスな社会復帰支援等を実施することが求められ、その充実に努めている。

これを実効性あるものにたらしめるためには、在院者の入院から出院、そして出院後までの体系的・総合的な多機関連携による効果的かつ実効性の高い社会復帰支援の実現に向けた研究等の積み重ねが必要であると思料されるところである。

そこで本発表では、当院において、実子に対する暴力により少年院送致となった在院者に対し、当院職員（社会福祉士等含む）が、在院者及びその家族を取り巻く関係機関との連携を図りながら社会復帰支援を行った事例について報告し、出院後の生活環境の調整における地域包括支援アプローチの重要性について考察する。

2 本研究発表の内容（社会復帰支援事例の紹介）

（1）入院から社会復帰支援開始までの経緯

在院者は入院当時 19 歳、比較的長期の処遇勧告がついており、教育予定期間は 18 ヶ月であった。本件非行は、生後約 3 週間の実子に対して、暴力（虐待）により、加療 1 ヶ月を要する傷害を負わせたものであり、その後も若干の後遺症が残っている状況であった。在院者の妻も 19 歳であり、高校時代に交際し、妊娠・出産したため高校を中退した。妻には非行歴はなかった。

在院者と妻は、妻の家族と同居しており、家族間では、特に仲が悪い関係ではなかったようであるが、在院者は、妻の家族と生活する中で疎外感を感じていたようであり、加えて、実子との接し方がわからず、突発的に本件非行に及んだものであった。

本件非行後より実子は、児童相談所の保護の対象となっており、乳児院に預けられていた。妻は定期的に実子との関係構築を図る一方、在院者については、実子の保護者ではあるが、虐待の加害者の立場でもあるという複雑な構図となっていた。

したがって、行政による福祉の対象は、実子と妻であり、在院者自身には福祉的支援は要さないが、行政による福祉の対象である実子と妻との家族再統

合を、在院者及びその家族が希望していることから、児童相談所及び自治体等と連携を図り、包括的な支援のあり方を協議することになった。

なお、在院者が居住していた地域の自治体や、管轄している児童相談所では、これまでに少年院との連携を図ったケースがなく、支援体制の構築がとれていなかった。加えて、各機関の支援の方向性（見立て）も統一されていなかったため、当院職員及び社会福祉士と児童相談所等とのケース会議、関係機関職員と在院者の面会、当院職員等とのカンファレンスを重ねていく必要性があった。

（2）社会復帰支援の主な内容

在院者の教育予定期間中には、在院者及び家族との面会等を利用したサポートが可能であるが、出院後の家族への支援については、自治体・保護観察所等が中心となる。そのため、出院後も円滑に在院者の家族と各関係機関がかかわれるように、在院中より他機関・施設と在院者・妻との面会の機会を出来る限り設けるなどの対応をした。

また、妻及び在院者への親子プログラムの実施の他、妻や在院者の家族の面会時には、できるだけ社会福祉士も同席し、妻やご家族の心境や不安等についても確認するよう努めた。

在院者について、親子プログラム実施初期頃には、妻の母親としての成長に焦りを感じているところもみられたが、少しずつ受け入れることができるようになり、真剣にプログラムを受講、父親としての自覚も向上しているように感じられた。さらに、これまでの面会時には在院者と妻との会話が成り立たない場面も見られていたが、お互いが意識しながら夫婦としてどのようにコミュニケーションを図ればよいか意識をするような発言が見られたりと、少しずつではあるが変化が見られるようになった。

前述の通り、自治体、児童相談所、乳児院、保護観察所等、関係機関との個別の関係性を図った上で、当院主催のケース検討会を開催したり、出来る限り積極的に情報共有を行うようにした。しかし、特に自治体など、今後の当該家族と最もかかわっていく関係機関においては、虐待加害者である少年が、再び本件非行が起きた自宅に戻り、被害者である実子と暮らすことに対する不安・不信感がかなり強く、家族再統合に対する理解が得られにくい状況があった。この点については、今後の在院者・妻・子ども

の再統合に向けたスケジュールが把握できるようなロードマップを作成し、各関係機関が現状把握できるような働きかけを行うことで承諾を得た。

さらに、妻と実子との乳児院からの外出計画にあたっては、乳児院職員（家庭支援専門員）より、妻と在院者の両者をよく知っている、当院社会福祉士及び担当専門官にも同席の上作成していきたいと打診された。外出計画はその先に、家庭への子どもの復帰を見据えたものであり、その計画に参加することは今後の家族プログラムを実施するためにも重要であると考え、乳児院において妻を交えたカンファレンスに同席した。

その後、定期的に近隣にある子育て支援センターでの外出体験を行い、実子と妻が2人で過ごす時間を少しずつ増やし、乳児院の中での外泊体験を行い、職員の指導のもと、実子とのかかわりを深めていった。そのような外出・外泊体験を繰り返しながらまずは母子関係の構築を図っていき、当院に妻と実子、在院者との面会が実現したのは、在院者が少年院に入院してから約1年後のことであった。

実子との面接は少年院に併設されている家庭寮にて行われた。家庭寮は家族関係を調整する上で必要があると認められる場合に宿泊面会、または長時間面会の場として利用することができ、一戸建てで和室の居間や台所、お風呂場等も完備されている。

初回の実子との面会から、在院者が出院するまでの約6ヵ月の間、家庭寮での面会を行う中で、実子の入浴や食事体験の機会を設け、父子関係の構築を図っていった。さらには、実子の保育園の入園式の際には、自治体や保育所等の協力を得ながら、在院者と妻と一緒に出席できるよう働きかけるなど、地域における継続的な見守り・相談・支援体制を構築したことにより、在院者は円滑に出院することができた。

3 本研究の結果及び考察

このように、社会復帰支援において関係機関と連携を図る上で、在院中より、帰住先である地域や家族に向けた、出院後の生活環境の調整等を行っていくことが重要であると考えます。

また、社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）の観点からも、出院後においても地域における継続的な見守り、相談、支援によって、少年・家族を含めたクライアントが新たに出発することができるものと思料される。

4 展望（今後の課題）

今後は、これまで福祉的支援の対象とされてこなかった少年院や刑務所出所者等に対する地域包括ケアシステムのための土壌作りが必要であろう。

また、今回の事例のように、少年院を中心とした多機関・多職種との連携を進めていく上で、少年院における多職種連携教育のあり方についても今後の検討課題である。

参考文献・引用文献

服部 達也, 2018, 「少年院における社会福祉と連携した社会復帰支援の在り方について—四国少年院での「福祉的支援」の実例紹介を中心とした考察の試み—」『現代の社会病理』NO33/2018
131-142

若者の「孤立」の起点としての学校 ーネットワーク分析に立つ居場所・対人関係調査の結果からー

○古賀 正義（中央大学）

1. 問題設定：全国調査からみる若者の対人関係

若者の「生きづらさ」が論じられて久しい。社会に自分の居場所がみつからず、将来展望が描けない疎外状態が語られる。引きこもりなどを典型例として、周囲からは動機がわかりにくく、コミュ障や耐性（レジリエンス）不足など本人の人格的歪みと理解されやすい（古賀・石川編、2018）。

従来若者は、家庭だけでなく学校や職場、地域サークルなど多様な社会関係によって生きられる自己のアイデンティティを構築してきたとされた。だが、高校中退者を調査してみると、学校に反抗してきた者は非常に少なく、むしろ家庭の協力が乏しく、学校で仲間と助け合う関係もなく、相談できる他者がいなかったという孤立感が大きな理由としてあげられた（古賀 2016）。

継続就学へのコミュニティの影響を分析したコールマン（原著 1988）は、「社会関係資本」概念を用い興味深い示唆をしている。仮に勉学を支える学習・文化資源が類似していても、地域内で保護者相互につながりがあり、中退を忌避する言動が日常的に共有されると、生徒を規範的な感覚が取り巻き中退をさせにくくするという。個人をこえた他者との関係の力が若者の行動特性や将来生活を変えていくという見方であり、「ネットワーク」に伴う資本の価値と獲得の戦略（あるいは言説の構築・共有）を強調する点で重要である（野沢 2006）。

そこで、本発表では、内閣府で実施し古賀の参画した調査（2017）のデータ（層化多段階抽出 web 調査、15 歳から 29 歳の回答者、約 6000 名）から、若者の幅広い持続的な関係性が現在どのように生まれやすく、いかなる若者が他者とコミュニケーションをとり、より広範に社会参加しているのかを論じてみたい（古賀 2018）。

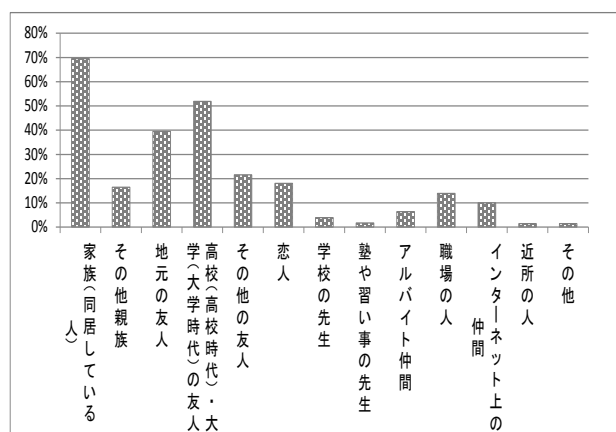
2. 偏位する社会関係

普段の生活でどのような人と、会話であれメールであれ、よくやりとりがあるか（関わりの内容や深さとは別）、「接触相手」の項目を尋ねてみた（図表 1）。一見してわかる通り、「家族（同居）」が 7 割弱、次いで、「高校・大学（時代）の友人」が 5 割強、さらに「地元地域の友人」が 4 割弱となっている。回答者の年齢層が就学時期を含めて幅広いため、年齢

階級に応じて、「恋人」や「職場の人」、「アルバイト仲間」、「ネット上の仲間」の回答もみられるものの、いずれも平均で 20%をきっている。つまり、「コアな他者」＝家族・高大時代の友人・地元の友人（ほぼ中学校区のそれ）の 3 種類の他者＝との接触が対人関係ネットワークの鍵となっている。（なお、ここでは「接触相手がいない」という回答は用意していない。また、アルバイトを含む就労経験による接触の差異があるため、以下では経験がある若者のみを分析する。）

何れか 1 種類の接触相手のみを選択した人は、「家族」が大半であり、全体の 3 割（29.3%）を占める。次いで 2 種類の相手を選択する人は 2 割（23.5%）、3 種類以上の相手を選択する人（その半数は 3 種類のみ）はかなり多く、5 割（47.2%）と半数ほどになる。この接触が多い層の大半が、過去の「学校」を起点とした友人ネットワークに依拠していた。（ちなみに、興味深いことにだが、「インターネット上の仲間」も多層群の若者でないと選択されない。）

図表 1 接触する相手



とりわけ 20 代前半までの若年者あるいは女性全体に、同居家族がベースとなった上で、学校を媒介とした友人関係が接触相手として重ねられやすい特徴がある。ライフコースにおける継続的な場、特に学校生活の共有から生成する多層的な関係の存在（鈴木 2008）には、偏りがあるといえる。

3. 多層的な関係と生活充実・社会参加・将来生活

では、「コアな他者」と数多く関わりを持っている若者とそうでない若者では、どのような生活の実

感や社会参加活動の違いなどがあるだろうか（図表2および3）。何種類の接触相手をあげたかによって、3つのグループを構成してみた。それぞれ1種群／2種群／多種（3種以上）群、と呼ぶ。

まず、生活の充実度からみる。「充実している」「どちらかといえば充実している」とする割合で見ると、多種群が他群よりきわめて高い割合となる。

居場所と思える所を回答してもらうと、多種群は多くの場について高い割合を示した。例えば、「自分の部屋」では、「そう思う」の割合で、それぞれ55.3%＞60.7%＞66.6%＝多種群となる。他者との関係性に依らない場であっても、シナジー効果があるのか、他の場に居場所感覚がないと、居場所を強く感じ取ることができないようだ。

「家庭」（48.4%＝多種群＞38.7%＞28.0%）の結果もまったく同様であり、1種群の若者ほど依存している家族への不満も大きくなっていった。それ以外の場の回答でも「どちらかといえばそう思う」の割合（4件法）まで含めると、「学校」（55.6%＝多種群＞40.7%＞34.5%）、「職場」（45.8%＞33.7%＞33.3%）、「地域」（65.9%＞55.5%＞44.9%）と、群間の差が大きくなる。それぞれの場の生活の安心や承認があることと接触によるネットワーク形成は不可分であるとみえる。

家族、学校の友人、職場の人、地域の人との関係性を問うと、ここでも接触が多いというだけでなく、「楽しく話せる時がある」や「困ったときは助けてくれる」などの項目で、多種群と他の群との差が大きい。

図表2 & 3 社会参加及び将来像と接触相手の数

	N	【社会参加の活動】					
		映画などの鑑賞	スポーツ	自然体験	観光	地域行事	あてはまるものはない
接触相手1種群	1245	32.8%	18.5%	9.9%	17.1%	4.8%	43.7%
接触相手2種群	998	49.8%	26.7%	13.9%	32.6%	9.6%	28.7%
接触相手3種群以上	2000	62.6%	37.4%	23.8%	47.7%	21.7%	17.7%

	N	【将来の自分】				
		何でも話せる人がある	共通の趣味を持った仲間がいる	自分の収入で暮らせる仕事についている	周りの人や社会の役に立っている	なりたい自分に近づいている
接触相手1種群	1245	17.8%	15.0%	13.9%	10.2%	10.4%
接触相手2種群	998	21.1%	18.8%	18.0%	9.1%	10.2%
接触相手3種群以上	2000	33.6%	29.5%	23.3%	14.9%	17.5%

次いで、図表2に示したように、多種群は特別に社会参加の経験が豊かであるといえる。「映画等の鑑賞」「スポーツ」「自然体験」「観光」「地域行

事」のいずれでも、多種群は他群より10%以上活動が多くなっている。反対に「あてはまるものはない」という回答は、1種群の若者の割合の半分以下である。

最後に、図表3にある10年後に自分の生活がどうなるかを問いかけた将来展望も見ておこう。ここでは、多種群の特徴が冒頭に述べた「生きづらさ」の感覚の裏返しになっていることが読み取れる。「何でも話せる人がある」、「共通の趣味を持った友人がいる」、「なりたい自分に近づいている」といった関係性や自己像の項目では回答の割合が高い。しかしながら、「周りの人や社会の役に立っている」など有益性の問いになると回答率は低くなり、社会関係の資本による貢献と同時に、一定の限界も感じさせる。

4. 結論と課題

従来、SNEP論に代表されるように、就労就学の機会をはく奪され孤立する若者が問題視されてきた。しかしながら、本調査の結果からみれば、ある関係の資源を異なる関係の資源と分離して論じるわけにはいかないことがわかる。例えば、家庭だけが良好な関係で学校は悪化した関係とはならない。個人からみた時、関係の相互連関や創発効果が常に付きまとうからだ。

孤立をなくすことは、一つの関係を強固に構築することよりむしろ、さまざまな関係の可能性を感じて緩やかに生きられるようにすることにあるのではないかと思える。本調査の結果からは、今日の多くの若者が試みるように、対人関係のなかでの多元化する自己像の支え方が重要であることが示唆された。

参考文献

- 古賀正義2015「高校中退者の排除と包摂—中退後の進路選択とその要因に関する調査から」『教育社会学研究』第96集、47—67
- 古賀正義2017「偏位する『社会的孤立』」内閣府『子供若者の意識に関する調査報告書（平成28年度）』
- 古賀正義2018若者における「社会的孤立」の偏位—ネットワーク分析の調査視点から—中央大学『教育学論集』第60集（2018.03）、21-34
- 古賀正義、石川良子編2018『ひきこもりとその家族の社会学』世界思想社
- 鈴木努2008「社会ネットワークの多層性・多重性・多様性」『社会学論考』29、首都大学東京、1-20頁
- 野沢慎司編・監訳2006、『リーディングス ネットワーク論—家族・コミュニティ・社会関係資本』勁草書房（コールマン論文所収）

小中学生のインターネットで知り合った相手とのやりとりと関連する要因の検討

○藤原佑貴（科学警察研究所）
宮寺貴之（科学警察研究所）
久原恵理子（科学警察研究所）

1 目的

近年、小中学生のインターネットやスマートフォンの利用率の増加に伴い、SNS 等のコミュニティサイトに起因する少年の被害が増加し続けている。被害に遭う少年の4割弱は中学生であり、中には小学生も含まれることから（警察庁、2018）、より早い段階での対策が必要であると考えられる。

こうした被害の大半において、加害者はインターネットで知り合った相手である。しかし、小中学生のインターネットで知り合った相手とのやりとりの実態や、やりとりと関連する要因については、十分に明らかになっていない。

そこで本研究では、小中学生のインターネットで知り合った相手とのやりとりの実態と、やりとりと関連する要因を明らかにすることを目的とした。

2 方法

(1)参加者

首都圏のA県B市の小学校7校の第5、6学年または中学校3校の第1、2学年に在籍する児童生徒のうち、インターネットを使用している2370名（平均12.37歳、 $SD = 1.16$ 、女子51.7%）であった。

(2)手続き

教室において教員が調査票を配付し、児童生徒の記入後に各自が封をしたものを、教員が回収した。調査内容は、インターネットで知り合った相手とのやりとりの有無（1項目2件法；以降、「やりとり」とする。）、夏休み以降調査時点までにやりとりをした相手の人数（1項目）、相手の年齢・性別（多肢選択）、相手との共通点（多肢選択；例：「同じゲームをしていた」）、やりとりの内容（多肢選択；例：「共通の趣味について話した」）、やりとりをした相手への情報開示（8項目4件法；中学生のみ）、やりとりにおいて違和感を抱いた（「何か違う」「怪しい」「怖い」と思った）相手の有無（1項目3件法）、知らない人からのメッセージ等のコンタクト（1項目3件法）、インターネット上のコミュニケーション（3項目4件法；例：「SNSや掲示板、ブログなどに、自分のことを書きこんだり、写真や動画をのせたりする」）、インターネットの使用時間（2項目；選択肢で尋ねた結果を時間に変換して分析）、家庭でのインターネットの使用ルール（1項目3件法）、保護者のモニタリング（3項目5件法；参考：内海（2013））、学校での孤独感（2項目4件法；中村（2011）から

抜粋）等であった。

(3)調査時期

平成30年2月であった。

3 結果と考察

(1)やりとりの実態

夏休み以降調査時点までにインターネットで知り合った相手とやりとりをした小学生は男子で9%、女子で10%であり、中学生は男子で20%、女子で25%であった。やりとりをした相手の人数の中央値は、小学生男子、中学生男子、中学生女子で5人、小学生女子で4人であった。やりとりをした者の割合と相手の人数に、性差はみられなかった。やりとりをした相手の年齢・性別については、「小学生中学生・男」は男子に多かった一方、「高校生大学生・男」では男女差がみられなかった。「大学生以上・男」は中学生で男子に多かった。また、「小学生中学生高校生・女」及び「大学生以上・女」は女子に多く、「大学生・女」は中学生で女子に多かった。

次に、やりとりをした相手との共通点を尋ねたところ、男子は「同じゲームをしていた」と回答した者が小学生で70%、中学生で60%と多く、女子は「同じ芸能人・アイドルが好きだった」と回答した者が小学生で19%、中学生で46%と多かった。やりとりの内容としては、男子は「ネットで一緒にゲームをした」と回答した者が小学生で84%、中学生で63%と多かった一方、女子は「共通の趣味について話した」と回答した者が小学生で58%、中学生で74%と多かった。また、女子の方が「自分のことについて話した」と回答した者が多かった（小学生23%、中学生33%）。

自身に関する情報の開示について尋ねたところ、男子では56%が「年齢・学年」、52%が「下の名前」、71%が「性別」を教えると回答した一方、女子は89%が「年齢・学年」、72%が「下の名前」、93%が「性別」を教えると回答した。また、女子では顔の写真を教えると回答した者も49%を占めていた。これらの情報について、女子では男子よりも、最初からインターネット上に載せている者の割合が高かった（「年齢・学年」33%、「下の名前」39%、「性別」60%）。

更に、やりとりをした相手の中に、違和感を抱いた者がいたかどうかを尋ねたところ、男子では小学生で20%、中学生で10%、女子では小学生で32%、中学生で33%が「いた」と回答し、性差はみられな

かった。この結果から、インターネットで知り合った相手とやりとりすることのリスクが示唆された。

(2)やりとりと関連する要因の検討

次に、やりとりと関連する要因として、学校での孤独感、保護者のモニタリング、家庭でのインターネットの使用ルール、インターネットの使用時間、インターネット上のコミュニケーション、知らない人からのコンタクトに着目し、検討を行った。

男女ではやりとりの実態が異なっていたことから、やりとりと関連する要因も異なっている可能性がある。そこで、5件以上の評定値は連続変数、4件以下の評定値はカテゴリカル変数とみなし、平均分散調整済み重みづけ最小二乗法(WLSMV)による推定を用いて、性別ごとに構造方程式モデリングを実施した(男子： $n = 926$ ，女子： $n = 1061$)。いずれの標本でも比較的良好な適合であったため(男子：RMSEA=.035, CFI=.977, TLI=.965, 女子：RMSEA=.021, CFI=.995, TLI=.992)，このモデルを用いて多母集団同時分析を行った。その結果、配置不変モデルの適合は良く、配置不変性が成り立つと判断されたが(RMSEA=.027, CFI=.989, TLI=.983；図1)，測定不変モデルとの差は有意であった($\chi^2(10)=29.84$, $p<.001$)。そのため、男女の直接的な比較は行わず、それぞれのモデルをみていくこととした。

パス係数をみると、男女共に、「インターネットで知り合った相手とのやりとり」に対し、「インターネット上のコミュニケーション」の直接的な強い効果と「知らない人からのコンタクト」の直接的な弱い～やや弱い正の効果が見られた。加えて、「保護者のモニタリング」「家庭でのインターネットの使用ルール」「インターネットの使用時間」の間接的な効果も見られた。これらの結果から、保護者が子どもの予定等を把握することや、家庭でインターネットの

使用についてルールを設けることによって、直接的にSNS等の使用やインターネットで知り合った相手とのやりとりを減らすことは難しいかもしれないが、インターネットの使用時間を減らすことにより、間接的にSNS等の使用ややりとりを減らすことができる可能性が示された。

また、「学校での孤独感」と「インターネットの使用時間」の効果は、性別によって異なっていた。「学校での孤独感」は、男子では有意な効果がみられなかったが、女子では「インターネットの使用時間」と「インターネットで知り合った相手とのやりとり」に対して、弱い正の効果がみられた。「インターネットの使用時間」は、男子では「インターネットで知り合った相手とのやりとり」に対する有意な効果がみられなかったが、女子では弱い正の効果がみられた。これらの結果から、女子は、学校で孤独感を抱くと、それを埋めるためにインターネットをより長時間使うようになると共に、インターネットで知り合った相手と繋がる可能性があると考えられる。

本研究の限界として、まず家庭でのインターネットの使用ルールの内容を加味していないことが挙げられる。児童生徒が認識しているルールとして、インターネットの使用時間に関するものが多いために、使用時間に対してのみルールの効果がみられた可能性がある。また、一口にやりとりと言っても、相手とやりとりをしながらゲームをすることと、相手に自分の話をするのでは、関連する要因が異なる可能性がある。今後は、ルールややりとりの内容等も含め、更に詳細な検討を行う必要がある。

文献

警察庁, 2018, 「平成29年におけるSNS等に起因する被害児童の現状と対策について」(2018年5月28日取得, http://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/H29_sns_shiryo.pdf) .

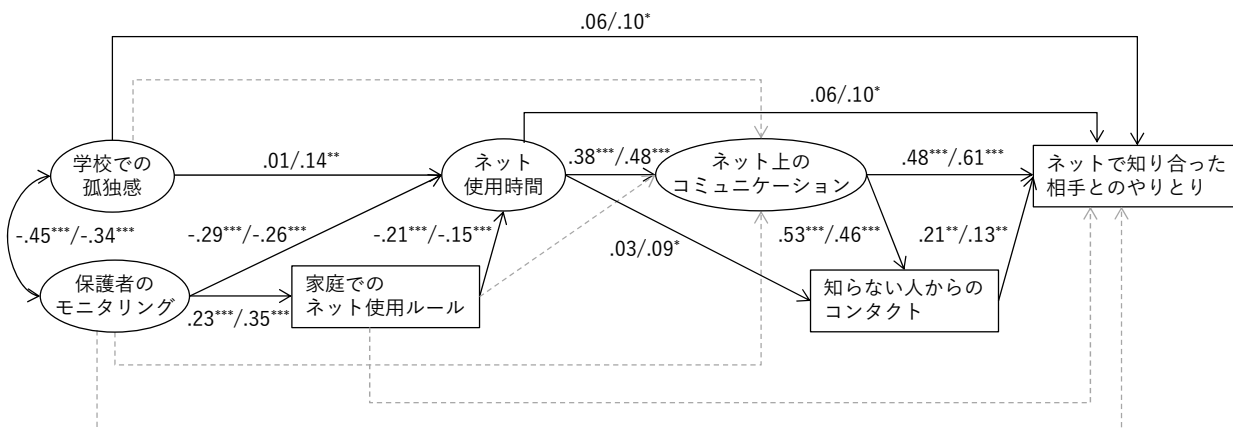


図1 インターネットで知り合った相手とのやりとりを予測するモデル

* $p < .05$, ** $p < .01$, *** $p < .001$

※係数の左は男子のモデル, 右は女子のモデルである。数字は標準化係数を示す。

※点線は男女共に係数が有意でなかったパスである。

※学校種(小学生・中学生)を統制している。

※統制変数, 誤差変数, 尺度項目, 有意でなかった係数は省略している。

第 16 期 研 究 委 員 会

野田陽子※ 大谷彬矩 大庭絵里 久保貴
竹中祐二 橋場典子 福島至 藤原佑貴
本庄武 水藤昌彦 森久智江 山口直也

※委員長

『日本犯罪社会学会第 45 回大会報告要旨集』

[第 45 回大会]

開 催 日：2018 年 10 月 20 日（土）・21 日（日）

会 場：西南学院大学（福岡市早良区）

大会実行委員長：平井佐和子（西南学院大学）

発 行 日：2019 年 2 月 15 日

編 集：日本犯罪社会学会研究委員会

発 行 者：日本犯罪社会学会

577-0036 大阪府東大阪市御厨栄町 3-1-35

学術センターU-BOX 2F